

平成30年6月6日招集

茂原市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成30年6月13日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

- (1) 山田 きよし 議員
- (2) 飯尾 暁 議員
- (3) 平 ゆき子 議員
- (4) 石毛 隆夫 議員
- (5) 小久保 ともこ 議員

茂原市議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月13日（水）午前10時00分 開議

○議長（鈴木敏文君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（鈴木敏文君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

一 般 質 問

○議長（鈴木敏文君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「一般質問」を行います。

今定例会の一般質問通告者は10人です。

本日は質問順位1番から5番までとします。

発言に入る前に申し上げます。質問者は、質問内容を簡明に述べるとともに、答弁者はその内容を的確に把握し、明確な答弁をされますようお願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、御了承願います。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、山田きよし議員の一般質問を許します。山田きよし議員。

（15番 山田きよし君登壇）

○15番（山田きよし君） 皆さん、おはようございます。会派緑風会の山田きよしでございます。

退院後、昨日もシンガポールで米朝の首脳会談がありました。私も初登壇で、緊張もさることながら、持ち時間を体力が耐えられるか不安と、そして言葉が聞き取りにくい点もあるかもしれません。お許しをいただき、質問をさせていただきます。

質問の前に、4年前に私は脳内出血で緊急搬送され、約9か月間の長期入院をしましたが、現在は週3回のリハビリ通院の回復途上でございます。皆様方には、大変な御迷惑、御心労をおかけしましたことをおわび申し上げ、また、激励とお気遣いをいただきましたことに心より感謝、御礼を申し上げます。

発症当日は、普通どおりに地域の子供たち12、3人の児童を集団登校の見守りで豊田小学校へ送り、帰りは地域のごみを拾いながら事務所に1人で戻って、仕事中に、頭に強い衝撃とか前兆も全くなく、椅子から立ち上がろうとしたが立ち上がられず、そのまま倒れ込み、何があったのか自分でもわからないような状況でした。でも、意識ははっきりありまして、自分が首から下げていました携帯電話で家族に連絡を取りまして、事務所に家族が来たときには頭が強く締め付けられて激しい痛み、嘔吐、救急車の緊急搬送の途中で意識が途絶えて、回復は病院のICUでありました。意識が途絶えた間に三途の川を渡りかけましたが、渡り切れずに現社会に戻った体験をお話ししますと、霧の中に絵に描いたようなきれいな建物が、家並みがありまして、頭がひどく痛かったんですけども、そちらに行けと、向こうに行けば頭の痛いのが治るから、治ったら戻ってこいという山田きよしと、行ったら帰って来れなくなるから行ったら絶対にだめという山田きよしの格闘で、最後に私が「俺にはまだやる事がいっぱいあるから行かない」とはっきり言い切ったら、霧は晴れて、美しいカラフルな建物が鮮明に映り、居住生活感はなかった家並みでした。生還した体験を主治医に話したら、「それは臨死体験というんですよ」と言われまして、事故や病気などの重症患者が、医学的にほぼ絶望の状態と、一度死亡が確認されて再び生き返った人が、死んでいる間に、あの世で体験したことを言うんですと、主治医のお話でした。そして主治医から、MRIの結果で、命と右半身は大丈夫だが、言葉に少し、左半身にかなり重度の麻痺、後遺症が残る、車椅子生活にもなるかもしれないと宣告されるほど大量の出血でした。

皆様方に支えられまして、まだ回復途上ですが、おかげさまで、車椅子を使わないで自力登壇回復までできたことと、今議会はクールビズですが、あえてネクタイを締めてまいりました。それには訳があります。今も左手は全く動きませんので、右手1本と洗濯ばさみを使って1人でネクタイを締めて、そしてワイシャツのボタン、首もとのボタンも全部、時間はかかりますけれども、自分でやって、右手1本でネクタイを、臨死体験で生死をさまよい、「俺にはまだやる事がいっぱいある」と言い切ったのがネクタイなのかどうかわかりませんが、右手1本のネクタイと車椅子で自力登壇できるまでに、リハビリのおかげで何とかここまで回復することができました。私のような重度の病気は、私1人で十分です。皆様方には御自愛いただき、健康管理を怠らないでください。私は病気になったが、病人にはならないと自分に戒めて、常に前を向いています。

少し長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

私の質問は7項目ありますが、1項目め、災害・減災対策についてです。

千葉県災害対策コーディネーター養成講座についてです。千葉県では、平成15年から千葉県災害対策コーディネーター養成講座を実施いたしまして、受講登録者は県内で1072名です。本市においては、97人の方が登録をされているというふうに伺っているところでございます。今年度、本市も養成講座を実施すると聞いていますが、その内容をお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2項目めは、指定避難所開設・運営委員会についてです。今年の9月に豊岡地区で地域防災訓練が実施されますが、その訓練内容は、昨年同様、地域住民が主体となつて行われると思いますが、その避難所の運営訓練について、市の考え方をお伺ひいたします。

続きまして、3項目めは、災害避難行動要支援者災害介助用品についてです。これは、発災時における障害者、要支援者が避難するとき避難所で役立つ介助用具であります。既に南房総市、浦安市、習志野市の3市では、千葉県地域防災力向上総合支援補助金制度を活用し、障害者に配布をして訓練に使用しているとも伺っております。また、防災備蓄倉庫に保管しておけば、足腰の弱い高齢者の方や健常者の方が災害でけがをした場合も、避難所で使用できます。本市でも、このような避難時に役立つ介護用品の作製についてお伺ひをいたします。

次は、災害対策の最後の質問になります。福祉避難所についてです。現在、本市で指定している福祉避難所の状況をお伝えください。

次は、地域の宝（児童）の安全対策についての1項目めでございます。児童の登校時の見守りや安全対策ですけれども、今年の3月、松戸市、そして今年の4月、新潟市では、下校時に女児が誘拐、殺人と、両事件とも見守りが手薄になる下校時に発生をしています。孫も以前、下校時、友達と別れて1人で帰宅途中に不審者に後をつけられ、大声で叫ばれた事案と、私の見守りの体験から、登校時間は学年ほぼ同じでありますけれども、下校時は学年により時間がさまざまであります。したがいまして、下校時に事件が多いのではと思われませんが、本市の登下校時間の見守り体制にはどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

次に、地域の宝の2項目め、堰、ため池において転落防止安全対策についてでございます。本納支所に隣接する農業用のため池において、近くに住む児童が雨で増水した鞆戸堰に誤って転落する事故が新聞に報じられました。この鞆戸堰の所有者及び管理者について、お伺ひをいたします。

次に、本市の所有、管理するため池は何カ所あるのかも、お伺ひいたします。

そして、本市が所有、管理する堰、ため池等の安全対策の注意喚起はどのようなになっているのかもお尋ねいたしまして、私の第1回目の質問は終わりにいたします。御答弁をよろしくお

願いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） ただいまの山田きよし議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。
市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 山田きよし議員の一般質問にお答えさせていただく前に、今のお姿を見て、本当によかったなと思っております。4年前に煩いまして、そして今日ここに登壇して素晴らしい質問をしていただいて、感謝申し上げます。健康に留意され、頑張ってくださいように、私のほうからお願い申し上げます。

私からは、災害・減災対策についての中で、千葉県災害対策コーディネーターについての御質問でございますが、本講座は、地域防災力の向上を目的に、災害時に地域の防災リーダーとして自主防災組織やボランティアなどを取りまとめ、行政関係機関との連絡調整役となるコーディネーターを養成するもので、本市はもう既に実施し、県が認定するものでございます。実施する内容につきましては、コーディネーターの役割や地域の防災力、課題に関する講座など、県の指定した条件を含むカリキュラムの受講と千葉県災害対策コーディネーター茂原と連携した事業を行うものであり、現在97名の登録者がおりますが、平成31年2月に新たに50名程度を募集して実施する予定でございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

（総務部長 中村光一君登壇）

○総務部長（中村光一君） 総務部所管にかかわります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、災害・減災対策についての中、地域の人々が主体となった避難所の運営について市の考え方はという御質問ですが、本市では、指定避難所ごとに直近動員職員を指定しており、施設管理者とともに開設基準に基づき参集及び開設を行います。災害発生後に避難者が増え避難生活が長期化することが予想される場合は、地域の避難者を主体とし、自治体の職員や施設管理者と連携して運営することが望ましいものと考えております。

続きまして、現在の福祉避難所の状況についての御質問ですが、福祉避難所につきましては、平成26年4月1日に市内の特別養護老人ホーム等の12カ所を指定しており、受け入れ可能人数は各施設の合計で約190人となっております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

（福祉部長 岩瀬裕之君登壇）

○福祉部長（岩瀬裕之君） 福祉部所管の御質問に御答弁申し上げます。

災害・減災対策についての中での避難行動要支援者災害介助品についての御質問でございますが、避難行動要支援者が避難支援を必要であることを自らアピールするためのものとしてパンダナ等があるようですが、県内において3市が作製していると伺っております。本市といたしましては、避難支援等を適切に行うため、導入の必要性も含めて、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 教育長 内田達也君。

（教育長 内田達也君登壇）

○教育長（内田達也君） 教育関係の御質問に御答弁申し上げます。

地域の宝（児童）の安全対策について、児童の登下校時の見守りについてはどのような体制で実施されているのかとの御質問でございますが、学校では、長期休業明けや交通安全週間には、PTA及び教職員が役割分担をして交通危険箇所登校指導を行っています。また、ふだんの登校時間や「わん！だふるタイム」前後の下校時間には、学校支援ボランティアや交通安全推進隊などの地域の方々が毎日自主的に通学路に立って見守り活動を行っていただいております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本丈彦君。

（経済環境部長 山本丈彦君登壇）

○経済環境部長（山本丈彦君） 経済環境部所管にかかわります御質問に御答弁をさせていただきます。

最初に、堰、ため池転落防止安全対策の中で、鞆戸堰の所有者と管理についての御質問でございますが、所有者につきましては、現在、堰の底地が国から剰余されて茂原市となっております。管理につきましては、地元の鞆戸池美化運動有志の会が遊歩道や法面の草刈り、桜やアジサイの手入れ等を行っており、また、堰の水位調整については川戸実行組合が行っております。

次に、市内に有する堰やため池が何カ所あるのかとの御質問でございますが、市内にある堰やため池は、全て農業用ため池であり、68カ所ございます。

次に、堰やため池の安全対策の現状についての御質問でございます。市内全ての農業用ため池につきましては、転落事故後、直ちに現地調査を実施し、注意喚起の看板を設置いたしております。そのうち、住宅や道路等が隣接している18カ所につきましては、ため池の外周や一部にガードレールやフェンス等の安全施設を設置いたしております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 再質問ありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、千葉県災害対策コーディネーター養成講座について、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

千葉県災害対策コーディネーター茂原との連携ということでございますが、どのような内容を考えているのか、お示してください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 千葉県災害対策コーディネーター茂原との連携につきましては、模擬倒壊家屋の資機材を使用した訓練など、受講者とともに行える内容を考えております。

○議長（鈴木敏文君） さらにありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 次に、養成講座は直営なのか、あるいは委託なのか、どちらで実施されますか。委託の場合はどちらを予定されていますか、お示してください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 養成講座につきましては、委託により実施いたします。委託先につきましては、県の指定をした基準を満たしている企業、団体等を考えております。

○議長（鈴木敏文君） さらにありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 災害関係の催し物の開催時に、田中市長は常に御挨拶の中で、この災対コーの受講者数を100名にしたいと御挨拶をいただいておりますが、今回の50名募集に職員の数は何人予定をしているのかを教えてください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 災害時において被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助の連携が必要であり、その中の共助に当たります地域の防災リーダー育成を目的としているため、職員は公助に当たりますので、職員が受講する予定はございません。

○議長（鈴木敏文君） さらにありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） この補助金制度は、平成27年から平成31年度の5か年計画と県からお聞きしています。平成31年度の活用予定がわかりましたら、お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 平成31年度につきましても、活用を予定しております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 現在、本市では、県への登録者数は97人です。そのうち、我が千葉

県災害対策コーディネーター茂原に入会している方が57名おります。今回講習を受けた方に、我々の災害対策コーディネーター茂原に加入をしていただくよう受講者に促していただけることをお願いしたいと思います。これは要望です。

次に、指定避難所開設・運営委員についてでございます。発災時には指定された直近動員が開設を行い、災害が長期化の場合は避難者とともにということですが、既に千葉市では、指定避難所275カ所中251カ所は、地域住民の主催で開設、運営できる組織を立ち上げて訓練を実施しています。実に91.3%の確率です。担当者は100%を目指すという力説をしておりました。本市は、避難所生活の長期化が予想される場合は地域避難者を主体とするとのことですが、長期化を見据えて、あらかじめ地域住民の女性も加わった開設、運営のできる組織、いわゆる避難所運営委員会の設立が必要と思いますが、お考えをお示してください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 避難所の運営につきましては、地域の方を主体として事前に準備をすることが非常に重要であるというふうに考えております。今年度、避難所の開設、運営に関する準備事項を確立するため、消防庁の委託金を県内で本市が初めて活用し、東部小学校をモデルケースとして、地元の自治会、自主防災組織等から構成する委員会を立ち上げ、検討を行ってまいります。この検討成果を現地に展示するとともに、手引きを作成して配置等による周知を図りながら、各避難所の運営準備に反映してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） ただいま東部小学校をモデルケースということでございますから、日時がわかりましたら教えてください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 展示の日時につきましては、平成30年12月2日を予定しております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 12月2日の成果を、本市の34カ所の避難所運営委員組織化の準備に役立てて、千葉市に負けないような組織づくりをお願いします。私も実施状況を視察させていただきます。そして、組織化が実施できますこと、避難所の運営はもとより、被災者と負傷者の間にボランティアセンターのサテライト方式や、市民トリアージも組織の構成員で訓練を重ねることにより運営できますので、早期の実現に向けて、この取り組みを一緒にやるようお願いをいたします。これは御答弁を求めません。

次に、避難行動要支援者災害介助用品についてでございます。先ほど調査・研究をとということでございますが、確かに調査・研究も必要ですが、千葉県地域防災力向上総合支援補助金制度は、担当者のお話ですと、平成27年から平成31年度までの5か年計画とのことです。その計画期日内の来年度中にお願いはできますか。お考えをお示してください。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 補助金の計画期間内での実施が可能か否かも含めて、防災担当課と連携して検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 防災担当課と検討して取り組んでいただけるということで、茂原市でも取り組みが決まった場合には、我々、障害者の要求も入れていただけるようお願いをしたいと思います。そうすることにより、障害者にやさしく、より使いやすい用具ができると思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 他市の状況も含めまして、障害者の方々の要望等を取り入れることも含めまして、調査・研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木敏文君） さらにありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 先ほど、私、本質の中でドローンのお話を飛ばしてしまいましたけれども、質問はどうでしょうか。よろしいですか。

○議長（鈴木敏文君） どうぞ。

○15番（山田きよし君） ありがとうございます。ドローンにつきまして、現在、さまざまな災害対策の訓練が行われておりますが、ドローンを活用した訓練を実施する考えはあるのかどうかをお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 災害時のドローンの活用につきましては、現在、双葉電子工業株式会社との協定を結んでおり、土砂災害があった場合など、人が立ち入ることのできない場所での被害状況の調査を行うこととしております。現在、地域防災訓練等ではドローンの活用はございませんが、今後は費用対効果や安全性の確保などを検討するとともに、他団体等の活動状況を参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） ただいま双葉電子工業ということでございますけれども、双葉電子

工業とドローンによる災害応急対策活動に関する基本協定が締結されたと以前新聞でも報じられておりましたが、双葉電子工業が複数の市町村と同様の締結があった場合、災害が大規模になりました場合、本市の対応は大丈夫なのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 双葉電子工業株式会社に確認しましたところ、現在、協定を締結している自治体は茂原市のみとのことですので、大規模災害時の本市への対応は問題ないものと思われまます。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 現在は本市のみで問題ないと思われるということですが、大多喜町は職員に操作の講習を実施したと新聞でも報じられました。災害が大規模で広範囲の被害に広がった場合、上空からドローンを活用し、被害状況を確認することで非常に有効な手段であることから、市、そして長生郡市広域市町村圏組合、消防職員などがドローン操作を受けることが必要であると思いますが、この点はいかがでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） ドローンの活用につきましては、双葉電子工業と協定は締結してあるんですけども、費用のほうがかかるということで、先ほど申しましたように、現在、訓練等には使われておりませんが、今後、費用対効果などを勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 戊年は災害が非常に多いというふうに新聞にも報じられ、そしてまた、地震予知研究家の百瀬直也氏も戊年は非常に災害が多いというふうにお話をしておりますので、そういう災害に備え、予算の関係というふうなお話がございましたけれども、何とか予算措置をしていただきまして、早急な対応をお願いしていただきたいと思っております。これは要望で結構です。

次に、福祉避難所についてでございますが、これも飛ばしましたが、よろしいですか。すみません。現在、茂原市が指定している福祉避難所の状況、数を教えてください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 福祉避難所につきましては、平成26年4月に12カ所指定したところでございます。

○議長（鈴木敏文君） さらにありますか。山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 12カ所ということでございますが、障害者が指定避難所に避難した後には福祉避難所に移動する場合の搬送方法はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 指定避難所からの搬送につきましては、家族や支援者により行うことを原則としておりますが、困難な場合につきましては、市や関係機関等の使用可能な車両により対応いたしたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 次に、地域の宝（児童）登下校時間の見守りについて再質問させていただきます。市民に青パト資格取得講習会受講などを周知する考えはあるのかをお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 青パトの資格講習は、千葉県警において、警察署長や市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体の会員を対象として実施をしているところでございます。団体に加入していない一般市民の方は受講ができませんので、団体への加入を促し、講習に参加いただけるよう努めてまいります。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） わかりました。

次に、事故、事件撲滅活動支援の民間団体による「夢まるふぁんど」は、平成30年度、防犯パトロールカーを抽選で差し上げる制度の受け付け中です。本市は平成18年度に1台当選、贈与しましたよと担当者からお話を聞きましたが、今年度の申し込み期限は6月30日です。まだ間に合いますので、急いで申し込みを検討していただけないでしょうか。お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 今、議員からお話がありましたとおり、本市では平成18年度に「夢まるふぁんど」から1台の寄贈を受けております。現在、2台目の防犯パトロールカーのしんせいに向けて準備を進めております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 抽選に当たるように、私も陰ながら祈っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、見守りにつきましての再質問の3番目でございます。ドライブレコーダー搭載の公用車の台数と増設の考えはあるのかをお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 現在、公用車114台のうち17台にドライブレコーダーを搭載しております。今後も順次、搭載車両を増やしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） よろしく願いいたします。

次に、安全マップを作成し、学校区内を歩き、長期休暇前は危険箇所の注意喚起の生活指導とのことですが、松戸市、新潟市で発生した事件を受け、勝浦市豊浜小学校は防犯標語教室を平木、「いかのおすし」の寸劇で注意喚起指導を実施、不審者から身を守る方法を学んだと新聞に報じられました。勝浦市豊浜小学校で実施した寸劇のような、子供たちが楽しく学べる防犯教室の開催のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 本市におきましても防犯教室を実施しており、子供たちには、不審者からの逃げ方や警察への通報訓練を寸劇により体験してもらっておるところでございます。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 近々の予定をもしわかったらお知らせさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 今月、本納小学校のほうでやっております。それから、この後、鶴枝小学校のほうでも実施する予定と聞いております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） 鶴枝小学校は、22日というふうに伺っております。そのときに私らも見学に行ってはどうかでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） その辺は大丈夫だと思いますので、ぜひ見に来ていただければと思います。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 山田きよし議員。

○15番（山田きよし君） ありがとうございます。参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、安全対策につきまして、堰やため池などにフェンス、手すり、柵等、設置の安

全対策については率先して実施すべきと思いますが、全て施設を万全な対策に整えるのは困難と思います。このような中、子供たちが堰、ため池などの危険箇所近づかないよう、危険回避させる教育は非常に重要なものと考えられます。今御答弁ございました危険管理に関する安全教育と安全マップを作成、学校区内を歩き、長期休暇前の危険箇所、注意喚起の生活指導を実施とのことですが、先ほど申し上げました豊浜小学校の「いかのおすし」の寸劇のような注意喚起は、危険回避をするための教育の実施で、そしてまた、それを多くの人の目で見守られるよう、さらに危険な場所へ安全対策を実施することにより、子供たちの安全につながるまちづくりに目指してもらいたいと思います。これは強い要望でございます。よろしく願いいたします。

質問ではございませんけれども、時間が若干ありますので、最後に一言お話させてください。久しぶりの登壇で、若干、私の質問内容がちぐはぐなところがあったら、御迷惑おかけしましたことをおわび申し上げます。御答弁ありがとうございました。

私が障害者で、自力登壇ができるか不安が募り、事務局に登壇リハーサルを複数回、御協力いただきまして、ありがとうございます。健常者の方に御理解し難い障害のハンディを克服して、おかげさまで私の質問は時間内に全てを終了できました。これからも「病気になったが、病人にならない」と自分に戒めて、気持ちは障害ではない、障害のある方に寄り添い、常に前を向いてリハビリに頑張りますので、これからも御支援賜りますよう、よろしく願いします。御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木敏文君） 以上で山田きよし議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前10時52分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時05分 開議

○議長（鈴木敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、飯尾 暁議員の一般質問を許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） おはようございます。日本共産党の飯尾 暁でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回は、今年から制度が大きく変わる国民健康保険事業と、子供たちの居場所や食を通した子育て支援、この2項目について伺ってまいります。

まず、最初の国保制度でございます。

1958年の国民健康保険の発足時から国民皆保険を支えるため、保険組合、健保組合などの被用者保険に入れない非正規や中小零細事業所の労働者、無職の方や高齢者、自営業者などが加入し、事業主負担がなく、国保の財政は自立運営が困難な構造でありました。医療費の増加にもかかわらず、医療給付に対する国の負担が当初の2分の1から3分の1に減らされ、住民に直接向き合う多くの自治体が、住民福祉の増進のため一般会計から国保会計への繰り入れを行い、住民の国保税負担を和らげる対応を行ってまいりました。高すぎて払いきれない、これが半ば合い言葉にもなり、国保税納付の過酷な現状は依然厳しい状況です。今年度から制度化された国保の広域化も踏まえて、現状の問題点を伺ってまいります。

まず最初に、国保財政の県単位化、いわゆる広域化について伺います。今まで各市町村が単独で運営してきた国保事業が、市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。新しい制度に変わっても、国保税の税額を決め、加入者から集めるのは引き続き市町村の仕事です。また一方では、財政は都道府県が管理するようになり、都道府県には各市町村の国保税の算定式や集め方、医療給付費の水準について指導し、意見を言う権限が与えられたと伺います。そこで新たに導入された納付金、標準保険料率、国保運営方針、保険者努力支援制度などの仕組みがどのように本市の国保事業に影響するのか、または影響してくるのか伺ってまいります。

まず、第1に納付金と標準保険料率についてでございます。納付金は県が一括して国保財政を管理するために、市町村に対して県財政の運営に必要な費用を割り当てるもの伺います。また、この納付金をベースに県が標準保険料率を計算し、市町村がその標準保険料率を参考として保険税を賦課し、自治体から県への納付金の100%納付が義務付けられると伺います。新制度での本市の保険税は、所得割の税率と平等割額を今回の制度で下げているけれども、県の定めた納付金と標準保険料率をどう受けとめ、本市の保険税額算定に際してどのように判断されたのかということ伺います。

次に、国保運営方針についてでございますが、国保財政の管理者となった県は、6年を1期といたします国保運営方針を決めて、これに従って市町村の国保行政のあり方を指導していくと伺いますけれども、この県の運営方針の意図はどういうもので、本市国保事業にはどのような影響があるのか伺います。

3つ目でございますが、保険者努力支援制度についてでございます。この制度は、県や市町村の国保行政のあり方を国が採点し、成績がよいとされた自治体に予算を重点配分する仕組みと伺います。これに対しての本市の取り組みはどうなっているのか、これが実際に市民にどう

影響してくるのか伺います。

次に、国保税のうちの徴収率の推移と現状、問題について伺います。高すぎる国保税が低所得者世帯をより厳しい状況に追い込んでいることとあわせて、年金やその他の税を払うことにも苦慮し、将来にわたって貧困を連鎖させていることが社会問題となっております。食べるものも食べずに、また、最悪なのは国保税を納付したがために困窮して医療を受けられない状況にあるにもかかわらず国保税を払い続ける、こういう現状があります。育ち盛りの子供たちを抱えて高い国保税を払い続けることがいかに困難なことで不可能に近いことか、このことが滞納を生む1つの要因にもなっております。滞納はないほうがよいに越したことはありませんけれども、その実態について、ここ数年の滞納世帯、徴収率の推移について伺います。

また、滞納者や滞納世帯への対応についても同時にお伺いいたします。

さて、国保の今後の対策でございます。国保加入の最大の関心事は、新制度移行によりまして保険税がどうなっていくのか、上がるのか、下がるのか、こういうことにあると考えますけれども、今後の対策について伺ってまいります。

次に、子育て支援についてでございます。

学び・生活の場としての子供の居場所づくりについてであります。子供たちの学習支援、いわゆる無料塾という取り組みがございます。この取り組みに対する取り組み姿勢、自治体では300程度の市町村が無料塾を開催しておりますけれども、2015年度から生活困窮者自立支援法の任意事業として、自治体に2分の1の経費の負担が定められ、その費用負担のために実施をためらう自治体が少なくありません。生活困窮者への学習支援事業を実施するという、国の子どもの貧困対策の文言に照らしましても、国の全額負担を実施することが強く望まれます。子どもの貧困対策に関する大綱にも位置付けられておりますスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全ての小中学校に正規職員として毎日配置できるよう、国の予算措置が望まれところでございます。

また、無料、低額で利用できるこども食堂が全国に広がっています。食事にとどまらず、遊びや学習もできる居場所づくりの取り組みがボランティアやNPOによって推進されておりますが、こうした努力に自治体の施設を提供するなど、自治体が積極的に協力することや国、自治体による財政支援が必要ではないでしょうか。本市では、学び・生活の場としての子供の居場所づくりに関する事業の分野では、どのようなことが考えられるのか伺います。

また、具体例があれば、その基本的な考えや活動状況を御紹介願います。

次に、学校給食の充実と子育てについてでございます。安心・安全な学校給食の提供と、食

育を通じて健やかな育ちを支援することと、安価な給食、可能であれば無償化に向けた取り組みへの子育て支援の分野で可能な施策について伺います。

まず、安心・安全な給食の提供の分野についてでございますが、給食は、歴史的に見ると、アメリカの余剰農産物を受け入れ、パン食の普及を図ってまいりました。日本学校給食会を設立し、物資流通の大型化と集中管理システムによって統一献立、一括購入方式が奨励されてきました。そのような中で、日本の食料の自給率は38%、小麦に至っては8%という低さであります。給食用のパンの原料となる輸入小麦の検体から有機リン酸系の農薬が検出される事件も起こったことから、子供たちには安全な地場産の小麦でパンを、こういう声が広がり、埼玉県、群馬県、北海道、長野県などで国産小麦100%のパンも供給されるようになりました。また、輸入冷凍食品は安価で調理の手間が短縮できることから、給食には大量に使われてまいりました。2002年には冷凍ハウレンソウから基準値を大きく超える農薬が検出、2008年には食中毒事件を起こした中国産ギョウザのメーカーの冷食が学校給食にも使われていました。農薬やカビ汚染の輸入米が食用に加工されて給食用食材として使われた事件、ほかにも、1996年のO-157事件では学校給食で死者を出し、多数の発症者を出しました。学校給食での食中毒事件は発生原因の特定が困難であること、被害が広範囲に広がることが特徴であります。

こうしたことから、先進的な自治体では、子供の食と安全を守る取り組みとして、食品は長旅をしてきた輸入食品よりも地産地消の推進で地域との連携を深め、地域経済の振興にもつなげる、食材は一括購入を避けて規模を小さくして購入、手づくりの献立を増やすために調理場の施設設備の充実を図る、栄養士の全校配置、栄養士、調理員、設置者、食べる側などの協議の場を持つなどの努力がされております。

ところで、本市の現在進行中の給食センター再整備では、今まであった自校式の調理施設を廃止し、全てセンターに集約、小中学校合わせて6500食もの調理を一手に担うというものであります。食材の調達や調理面での安全・安心や食育を考えた場合、さきに述べた懸念や危険性の排除が困難と思われそうですが、本市では、このようなことに対してどのような対策を考えているのか。また、大量生産、大量消費が持ち込まれる給食でどのように食育を実現するのか伺います。

さて、安価な給食の提供についてでございますが、進学などを控える大変な時期に保護者の経済的負担を軽減し、生徒の学びを市が応援する目的、未来に羽ばたく子供たちを市が応援するというメッセージを込めました、これは給食無償化を実現した自治体担当者の言葉であります。もともと少子高齢化に悩む自治体が人口減少に歯どめをかけようとして子育てを応援をア

ピールする1つの施策として打ち出した学校給食の無償化でございますが、このことについての本市の考えはどうか伺います。

以上、お聞きいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木敏文君） ただいまの飯尾 暁議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 飯尾 暁議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、国保についての中で、新制度での本市の保険税額算定についての御質問でございますが、県の定めた茂原市の納付金と標準保険料率は、県全体の保険料収納必要額から本市の所得水準と医療費水準を反映させて算定されたものと考えております。本市では、納付金の支払いに必要な収入を確保するため、標準保険料率を参考に医療分の所得割を0.2%、世帯別平等割を2000円引き下げることが可能と判断したところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

（市民部長 三橋勝美君登壇）

○市民部長（三橋勝美君） 市民部所管にかかわります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、国保についての中で、県の国保運営方針の意図と本市国保事業の影響についての御質問ですが、県の国保運営方針の意図につきましては、県と市町村が共通認識を持ち、保険者としての事務を実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事務運営の広域化や効率化を図ることとございます。

また、本市の国保事業への影響につきましては、千葉県国民健康保険運営方針を踏まえた保険給付の適正な実施、医療費の適正化の取り組みに努めることとなります。

次に、保険者努力支援制度の取り組みと市民への影響についての御質問でございます。保険者努力支援制度の対象となっている事業につきましては、昨年度は後発医薬品の促進、データヘルス計画の策定及び第三者求償の適正な事務に取り組んでまいりました。平成30年度につきましては、昨年度も実施した事業に加え、新たに糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する予定としております。本制度の対象事業を実施することで、市民の健康増進や国保財政の基盤の強化が図られるものと考えております。

続きまして、滞納世帯徴収率の推移と滞納世帯への対応についての御質問です。滞納世帯ですが、平成26年度末で4756世帯、平成27年度末で4295世帯、平成28年度末で3802世帯となって

おります。

次に、現年課税分の徴収率ですが、平成26年度は89.15%、平成27年度は90.20%、平成28年度は91.13%となっております。

また、滞納世帯や滞納者への対応といたしましては、滞納要因及び生活状況を把握して、個々の事情を考慮した納税相談を行っております。

次に、今後の対策についての御質問ですが、今後の対策としましては、引き続き国保税の収納や医療費適正化に取り組むことにより、被保険者の負担が過大にならないよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 教育長 内田達也君。

（教育長 内田達也君登壇）

○教育長（内田達也君） 教育関係の御質問に御答弁申し上げます。

子育て支援について、本市では学び・生活の場として子供たちの居場所としてどのようなものがあるのかとの御質問でございますが、子供たちの居場所づくりのうち、学びの場といたしましては、夏休み子ども教室がございます。今年度は中の島小学校、緑ヶ丘小学校、豊田小学校、茂原小学校、鶴枝小学校、本納小学校において、地域の方々や高校生、大学生などのボランティアの御協力をいただき、紙飛行機教室や昔遊び、タッチバレーボールなどの体験活動やレクリエーション活動を実施する予定でございます。

次に、学校給食の充実と子育てについて、センター方式により6500食もの調理を行う中で、残留農薬の問題や食中毒等の危険性の排除としてどのような対策をとるのか、また、どのように食育を実現するのかとの御質問でございますが、本市における食材調達においては、輸入品を使用せず、茂原市産、千葉県産、国内産の順に発注しております。また、施設につきましても、新調理場は学校給食衛生管理基準に適合した施設となりますので、今まで以上に安全・安心な給食を提供することができます。

食育におきましては、学校に栄養士を派遣して、地元食材のよさや食事の重要性等を伝え、生きた教材となる学校給食を活用し、今後も学校と連携しながら食育の推進に努めてまいります。

次に、子育て応援をアピールする1つの施策として、学校給食無償化について本市の考えを伺うとの御質問でございますが、子育て支援策につきましましては、重要な課題であると認識しておりますが、教育委員会としましては、校舎の老朽化対策や教育内容充実のための学校職員の増員など、優先して行わなければならない課題が山積しておりますので、現在のところ、給食

費の無償化については考えておりません。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

（福祉部長 岩瀬裕之君登壇）

○福祉部長（岩瀬裕之君） 福祉部所管の御質問に御答弁申し上げます。

子育て支援についての、子供たちの居場所としてどのようなものがあるのかという御質問でございますが、子供たちの居場所づくりのうち、生活の場、遊びの場としての市の関連事業につきましては、学童保育事業がございます。保護者の就労等により、昼間、家庭にいないこと児童の放課後の健全化育成の場として公設・民設の運営支援を行っております。また、民間の居場所づくりの取り組みとしては、こども食堂が上げられますが、現在、市内2カ所で実施されていることを把握しております。1つは、市が認定している市民活動団体で、福祉センターを拠点として月1回実施しております。もう一つは、飲食店事業者により店内を拠点として月曜日から金曜日の平日、夜間に実施しております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 再質問はありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、国保関連から伺ってまいります。

都道府県化で、県への納付金についてももう少し詳しくお願いしたいところでございますが、納付金の額はどのくらいか、また、本市への国庫支出金や一般会計繰り入れなど差し引いた保険税総額は幾らになるのかと、国保引き下げによる収納予定額は幾らか。

これらと納付金の差し引きでどのくらいの余裕、または不足が生じるのか、詳しくお願いします。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 本市の納付金額の額は25億6500万円余で、県の見込んだ保険税総額は18億9800万円余でございました。

次に、本市で見込んだ収納予定額ですが、19億1300万円余で、差引1500万円程度であり、収納税額が上回っております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） せっかく国保税を少し下げてくださいけれども、実際やってみないとわからないことかもしれないんですが、さっきお答えいただいた計算で、仮に不足が生じるとすれば、補てんする財源は何になりますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 仮に不足が生じた場合、国保会計の財政調整基金から補てんする

ことになります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 財政調整基金があるということで、これで賄うということです。

次、伺いますけれども、6年を1期といたします県の国保運営方針でございますが、その意図は、県と自治体が事務実施に関しまして共通認識を持ち、市町村国保の事業運営の効率化、安定的な財政運営を目指すものというお答えでしたけれども、これが具体的にどういう作業なのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 事業運営の効率化につきましては、統一の標準的な基準やマニュアルを整備すること、また、事務処理の共同処理化を図ることで事務処理の標準化、効率化、経費節減が期待できます。

次に、安定的な財政運営につきましては、県が財政運営の責任者となり、県から必要な保険給付が全額市町村に支払われることでございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今のお答え、効率化、経費削減が大きな目的ではないかというのが真相のようでございますが、次に、国保事業におきまして保険給付の適正な実施、医療費の適正化の取り組み、これはどういう形で具体化されますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 保険給付の適正な実施につきましては、診療報酬の適正な支払いを確保するためのレセプト点検、第三者求償事務の取り組みがございました。また、医療費の適正化の取り組みにつきましては、特定健康診査の受診勧奨、ジェネリック医薬品の使用促進を図るという取り組みが挙げられるところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 次に関連してくると思えますけれども、本市の保険者努力支援制度での対象事業の取り組み状況、これは県内の他の自治体と比較してどのようなレベルにあるのか、また、特記すべき事業がほかにどのようなものがあるのか、お答えください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 保険者努力支援制度の取り組み状況につきましては、県内の自治体と比較しまして中位程度に位置しております。また、他の事業としましては医療費通知の実施、特定健診受診者へのわかりやすい情報提供の実施がございました。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） では、さらに伺いますけれども、保険者努力支援制度の中で県の具体的な指導があったとすれば、どのようなことになりますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 保険者努力支援制度の指標のうち、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みについて、地元医師会やかかりつけ医との連携が重要であるとされたところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 保険者努力支援制度なんですが、市町村が収納対策の強化を行っているかどうか重要な保険者努力支援制度の採点項目となっておりますけれども、本市ではどう捉えて具体化していく予定でありますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 収納対策として、口座振替世帯数を増やすことや滞納者と納税相談の機会を設ける方針を定めることで保険者努力支援制度に対応しております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） これが一番恐ろしいことかもしれないんですが、保険者努力支援制度で徴収率向上へのインセンティブ、やったもん勝ちということで、やった人にはちょっと重くしますよと、そういうことだったと思うんですけれども、こういう徴収率強化、これのインセンティブが強化されて、納付金100%確保のために住民からの国保税取り立てが一層厳しくなる、これが予想されると一般的にそう言われているんですけれども、本市ではその可能性はありますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 滞納者の生活状況を把握し、個々の事情を考慮した納税相談を行うことにより、収納率の向上に取り組んでまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 国保の広域化で加入者の影響がどう変わってくるのか、国はこれをてこに医療費を削減する、こういう計画です。ほかの保険と比べても高くて払いきれない、滞納者が後を絶たない、こういう構造的な欠陥とどう向き合っていくのか。今後とも、できる限りの提案、御相談をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、徴収率の関係に移ってまいります。滞納世帯の推移を伺ったわけではありますが、ここ

数年は微減状態が続いているということでもあります。また、この徴収率は少しずつ上昇している。こういうことで、悪い方向ではないと思いますけれども、この主な要因はどのように分析されていますか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 滞納世帯の減少につきましては、保険税の軽減対象所得の拡大や納税相談が要因であると考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 個々の事情を考慮した納税相談を行っているというわけではありますが、これは滞納者の話なんですけれども、当局との相談で一定額の分納を続けていたと。それでは全ての滞納額を払いきれないと言われて、分納額の増額や、極端な場合、差し押さえを行う、こう言われて困っていると、こういう生活相談が後を絶たないのが現状でございます。実際に納税を優先せよ、何が何でも払えと言われたと人がおるわけですがけれども、そういう指導をされているんですか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 納税者にはそれぞれの事情があり、相談により分割納付している納税者であっても完納までに長期間かかるケースもあります。そのような中で、新たな財産が確認できた際には差し押さえを行う場合もあると説明をしております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 厚生労働省が作成いたしました保険者努力支援制度の採点表の中に、短期証、資格証交付の際にも加入者の特別な事情の有無を十分考慮して交付することを基準に明記している、こういうわけです。差し押さえについても、事情を踏まえた上で滞納処分に実施することを基準としているというわけでありまして。本市では、新たな財産が確認されたなど、特別な事情に上げておりますけれども、自治体によっては滞納総額のレベルを決めて、それを超える高額な滞納案件を集中的に処理すると、たくさんためている人から早くふんだくと、こういうわけです。また、年間の滞納処分の実行件数の目標を決めて、職員の皆さんに対して半ばノルマ化した方針を定めている場合があるといいますがけれども、本市ではどうですか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 差し押さえにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、納税相談を行った結果、自主的な納付を行えない場合に行います。そのため、本市ではノルマ化した方針は定めておりません。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） ノルマ化した方針がないということでもありますから、担当課職員の皆さん、各人に差し当たって差し押さえの目標を定めておられないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 茂原市は、そのような目標などを定めておりません。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 機械的な制裁はやめることであります。それがないということなら、それに越したことはございません。滞納者の皆さん、多くの場合、生活困窮者であること。この方々に追い打ちをかけるような差し押さえは、せめてやめるべきであると思います。自治体の仕事は、市民の生活を向上させて、その上で市民が無理なく納税できる環境をつくることではないでしょうか。さらに過酷な取り立ては、携わる職員の皆様にとっても相当な負担になると思います。心のバランスを崩すようなことがないように祈っておるところでございますが、この点、十分留意していただきたいと思います。

さて、課税して徴収を完了させて初めて事業が完結すると思われるのでお聞きしたいわけですが、税の徴収強化は例年課題となっております。今年の新規事業で、滞納者に対する納税コールセンターを活用した滞納者に対する納税の奨励、電話により早期納付を促すとなっておりますが、これが行われるということになっておりますけれども、滞納すれば国保も含まれてくると思いますが、どういう内容でしょうか。税の徴収は徴税吏員、つまり公務員でないとできない、こう思っているんですが、これはどうでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 納税コールセンターでは、納期限を過ぎても市税等の納付が確認できない方に対し、電話により自主納付を呼びかけます。既に県内11市1町で実施しており、また、平成30年3月、総務省自治税務局の地方税における徴収対策についてにおいて、徴収率の向上のための取り組みとして民間事業者に委託する納税コールセンターが示されているところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 非常に微妙な問題だと思います。公務員ではないと、あなた、税払いなさいよ、滞納していますねと言えないと思うんです。市税の課税徴収業務は徴税吏員、これは地方税法1条1項3号に書いてある。市職員のうち徴税吏員証が交付された方、税務職員の

みに付与された権限、こうあるんですけれども、税の徴収は公務員でないとできない、こういうことに対しての見解は、先ほど聞かれなかったんですけれども、民間委託が違法でないものとするためには、総務省が示す方策以外には明確な根拠があるのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 議員おっしゃるとおり、公権力の行使に当たる業務が行えるものは、徴税吏員証が交付された公務員であると認識しております。納税コールセンターは、公権力の行使には当たらない電話による自主的な納付を案内する業務で、総務省の通知に基づくものであり、地方税法に抵触するものではないと認識しております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、角度を変えてお伺いしますけれども、納税コールセンター事業では、滞納者リスト、こういう重大な個人情報を民間に提示することがありますよね。本来、滞納者リストは市が滞納者に対して督促を行う目的で作成されるものと思います。民間に見せてしまう、個人情報の目的外提供になりませんか、違法性が問われるのではないですか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 対象となる個人情報につきましては、電話により自主納付を呼びかける目的に使用することになります。

なお、個人情報の取り扱いにつきましては、茂原市個人情報保護条例第12条、委託に伴う措置等に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 滞納者情報を民間に提供することにつきましては、先ほど話が出ていますが、総務省の通知でも適正に行われるか等の懸念は大きい、こうされながらも現行法は禁じられていない、こうして許容するような表現がなされておるわけであります。微妙な話なんです。滞納者情報は、民間委託を前提として取得されたものではないんです。実施機関の茂原市が滞納者に対する督促等を行うために使用するものでありますから、この督促を委託するために民間業者への滞納者情報を提供する、こういうことは個人情報の目的外提供に当たるわけだと私は考えております。これが違法でないというためには、個人情報保護条例が有効でないとならない。先ほど条例の有効性をおっしゃいました。御答弁の中にありましたけれども、条例の委託に伴う措置がなさなければよいというわけでございますが、具体的にどういうことですか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 具体的には、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、棄損がないよう、適正な管理のために必要な措置を講じさせるものでございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） これは非常に大事なことなんですが、条例を守って適切な処理をするとしても、個人情報の漏えいは絶対に起こらないと、こういうふうに明言できますか。

○議長（鈴木敏文君） 企画財政部長 鶴岡一宏君。

○企画財政部長（鶴岡一宏君） 個人情報の漏えいが生じないように、最大限の注意を図ってまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） あちこちでこういう情報が漏れている状況というのは、たくさんあると思うんです。こういう漏えいの可能性がゼロだと言えないわけです。こんな重要な個人情報は庁外に漏らすべきではないと私は思います。いくら合法化しても、やっぱり懸念があるわけです。この事業は、やはり考え直すべきではないかということを申し上げます。

さて、次の国保の対策のほうですけれども、今年度は若干の保険税の引き下げがあって、住民の要求でございます。これは実現できました。被保険者の負担が過大にならないように努める、こういうことが今後さらなる引き下げにつながっていくのかどうか、期待されるところでございますけれども、そういう期待はしてもいいのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 国保税の税額につきましては、毎年県から通知される納付金の算定結果や収納率及び事業に要する費用の見込みから慎重に判断してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 国保の広域化の1つの目的に、一般会計からの法定外繰り入れをなくしていくということが上げられておりますけれども、国保の構造上の問題、加入者の貧困化、国保税の異常な高さなどを抑えきれなくなったために、当面は法定外繰り入れが認められる見通しだということが判明しております。徴収率の上昇や滞納世帯の減少の要因が税の減免や引き下げにある、こういうことがわかっておるわけですが、そういうということでしたら、法定外繰り入れを今後実施して税額を引き下げてもいいのではないですか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 本市では法定外繰り入れは行っておりませんので、従来どおり安定的な財政運営を行ってまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今後も被保険者の負担が過大にならないように努めると、こう御答弁されてきました。この答えを信頼いたしまして、国や県の相応の負担増、もっと出してくれよということを働きかけていくことです。きょうは聞きませんでしたけれども、人頭税であります均等割部分の子供への軽減、こういうことが各自治体でやられておるようですけれども、国税の引き下げにつながるようなことに手を尽くしていただきたいということをお願いしておきます。

次に、子育て支援でございます。

子供の居場所関連ですが、学びの場としての夏休み子ども教室、生活の場、遊びの場としての学童保育事業が市の事業として取り組まれております。さまざまな遊びの体験活動、レクリエーションなど、今後の拡大が期待されるところあります。保護者の多忙化で共稼ぎ、長時間労働がかなり前から言われておるわけですけれども、夜遅くまで子供たちだけで過ごさなければならぬ、こういう状況が生まれております。こども食堂を含めまして、食事、遊び、学習など、放課後から児童生徒が希望する夜間まで預かってほしい、こういうニーズがあるんでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 本市では、平成27年度から平成31年度までを計画期間とした子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に係るサービスの見込み量や提供量を定めております。計画の策定に当たりまして平成25年12月に実施いたしましたアンケート調査の結果では、19時以降の夜間保育の利用希望者が1.1%、また、同じく19時以降の学童クラブの利用希望者が3.4%でありました。このことから夜間のニーズは少ないものと認識しておりますが、次期計画の策定に当たっては改めてアンケート調査を実施し、時代の変化に応じた保育ニーズの把握に努めてまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） そのようにお願いします。

子供だけに限定しないで、食事、学習に関して、子供から青年、高齢者も集える取り組み、こういう措置ができないかということなんです。そういう要望はございますか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 特にそういった要望は伺っておりません。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 子供たちだけではなくて、全ての皆さん、世代を超えた取り組みができればということ、また後で要望は出てくるかもしれませんが、そのときはよろしくご検討ください。

さて、市の主催いたします地域未来塾事業といたしまして、中学生の自主的な学習をサポートするための教室を開き、学習環境の充実を図る、こういうことですが、現状の活動の状況はどうでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 地域未来塾の事業は、学力向上と学習習慣の定着を図ることを目的といたしまして、今年度、南中学校及び東中学校の3年生を対象に数学の授業を実施する予定でございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今のところ、ある一定の教科ということなんですが、今後の地域未来塾の発展の方向性がどういうものかということをお伺いしたいんですが、これは人数をどんどん増やしていくのか、学習だけにとどまらないでほかのこと、食事を含めた日々の過ごし方、または進路相談、こんなのも取り入れていくつもりがあるのかどうかということをお伺いします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 昨年試行しまして、今年度から本実施となりますが、その効果を検証し、他の中学校への拡大も検討してまいりたいと考えております。

なお、学習以外の取り組みにつきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今回、子供の居場所づくりをテーマに伺いましたけれども、こういう取り組みは始まったばかりで、それほど多くの経験があるわけではないと思いますけれども、今後、高齢者を含めまして幅広い世代で居場所づくりが重要性を増してくると思われまますので、また皆さんとともに今後これらの問題を考えていきたいと考えております。

さて、次の給食の関連に移ってまいります。食材の調達には市が責任を持つということなので、これは非常にわかりやすいと思うんですけども、輸入品は使用しないというわけですが、本当に輸入品の使用実績は全くないということでもよろしいですか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 共同調理場で調理する食材につきましては、平成14年度から輸入

品は使用しておりません。

なお、ハンバーグや春巻きなど冷凍で搬入される調理加工品の一部につきましては、その材料に外国産が一部使用されているものもございますが、国内企業で加工調理したものを選定して使用しております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） そういうことであればそうなんでしょうけれども、できれば、年間のデータがよいと思うんですけども、食材の調達での茂原市産、千葉県産、国内産の割合がどうなっているのかを示していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 平成29年度、昨年度の食材費の割合でございますが、費用で換算しまして茂原市産が37.17%、千葉県産が18.60%、その他の国内産が44.23%となっております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 当市のように調理を民間に委託した場合、起こりやすいことの懸念があるんですが、ともすると、調理業者の要求で安易な加工品へ傾斜する、こういう可能性もありますので、今の形をぜひ守ってほしいということを申し述べておきます。

次に、地産地消や食育の実践にもなって地域経済活性化にもなると思うわけではありますが、地元食材の提供については、これはあまり聞いたことがない言葉かもしれませんが、生産者登録制度を確立して、新鮮な食材提供を試みている地域があるといます。以前、提案しましたけれども、市当局、教育委員会、農政課、栄養士の方々、そして農協さん、産直組織が会議をもって、一定の献立から食材の調達、作物の植え付けまで協議できる、こういう仕組みづくりはどうかと、こういう可能性があるのかどうか、伺ってまいります。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 給食を継続していくには、安定した食材の供給が必要となります。生産者登録制度につきましては、他市の取り組み状況などを調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） こういうことで生産者の皆さんが今の状態じゃなくて変わってきてどんどん増えてくる、給食のためなら一肌脱ごうという方々が増えてくればベストなんですけれども、学校給食を起点にいたしました地域経済の活性化については、今後も本当にぜひ検討し

ていただきたいと思います。

次に移りますけれども、栄養士の皆さんが食材の計画栽培や生産者登録制度での意見交換を行って、子供たちの食と農の教育の一環として、生産者の農地での収穫体験も窓口となって実践して活躍している地域があるんです。あそこのおじさんのところで植えてくれているから、ちょっと行って作業しようではないか、体験しようではないか、こういうことはそんなに難しいことではないと思うんですけれども、検討できますか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 栄養士は定期的に会議を持ちまして、地元産の食材を活用した献立の作成や給食時の学校訪問など、さまざまな角度から意見交換をして、給食を通した食育の充実に力を入れております。

各学校では、教科や総合的な学習の時間を通じまして地域の方から農地をお借りしまして、田植えや稲刈りなどの体験をしたり、サツマイモ、落花生などの栽培、収穫を行っております。農協との連携も、農業体験学習を行っている学校もございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 食育で一番いいのは、自分がつくったものを食べさせること。それができなくても、自分が収穫したものを食べさせる、こういう体験をさせると、給食を残したりすることも少なくなるし、嫌いなものを食べられるようになる、こういうことがございます。これが本当に素朴な食育だと思いますので、検討していただきたいと思います。

さて、地域によりましては給食センターの改築を期に、今、市が行おうとしております。その後、地域の総合食育センターとして活用して、高齢者配食サービス、また子供の食育、収穫体験、栄養教室を行ったりする取り組みがある、こういう先進的なところがあるわけでございます。本市のセンター再整備事業が実施されますけれども、将来にそのような可能性についての検討は可能でしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 高齢者への配食サービスは、現在のところ考えておりません。食育につきまして、新給食センターでは児童生徒の食育学習を実現するため、交流スペースや研修室、試作調理室を設けまして体験型見学施設を目指し、施設の充実に図っていく予定でございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 子育て支援のうち、給食提供でその中核を担うことになります給食セ

ンター建設予定地の安全性の課題について伺ってまいります。市が委託して実施された予定地での特定有害物質、これは猛毒のフッ素でございますが、この検出につきましては、その認識と対応策についてどう考えていらっしゃるのでしょうか。今まで明確な方針がなかなか示されてないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 給食センターの建設予定地9000平米につきましては、議員御指摘のフッ素になりますが、その基準内での発生は発見できておりません。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） これは土壌対策汚染防止法による調査で、10点にわたる基準を超えるフッ素が検出があったと聞きますが、こういうことを聞いているんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 建設予定地からのフッ素の検出はございません。たび重ねての調査を実施いたしまして、千葉県を担当部署とも協議した中で、その隣接地におきまして一部基準を超えるフッ素が検出されておりますが、検出された場所につきましては、県と協議しながら今後適切な対応を検討してまいりたいと思います。

重ねて御答弁申し上げますが、建設予定地内での基準を超えるフッ素の検出はございません。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 同じ敷地内でしょう。市が買った土地の中で起きているわけですから、それは建屋が建たないところだからということだと理解しておりますけれども、それは正直な答弁とは言い難いので、同じ敷地の中から出ているわけですから。

次に問題にしたいのは、もしそんなのがあれば、盛土や舗装で処置しなければいけない、これが対策法です。当局はどうするのか。更地になってそのままにしておくのかどうか、この辺を伺いたい。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） フッ素検出された場所の対策としましては、今議員おっしゃるように、完全に封じ込めてしまうか、除去という考え方になるかと思います。盛土は決して効果的な手段とは考えておりません。検出された場所につきましては、現在は何も構わずにありますが、今後、その対応策も含め、利用方法について検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 端的に言って、汚染物質が出ているわけです。この汚染物質はどこか

らきたのかというのは、非常に大事な話なんです。大体可能性としては自然由来——自然由来ではないことは、はっきりしています。あんなところに自然にあるわけがないです。地下水でもない。ホットスポットで、年々刻々と変化しているという調査を私は見せてもらいました。ということは、どこからきているかわからない、天から降ってきてくるに違いないです。この物質の由来が特定されたのかどうか伺いたい。これは大事なことなので。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 環境大臣の指定を受けました調査機関に土壤の検査をお願いしてございますが、その調査機関での見解では、以前、そこを所有していた会社の駐車場であった場所として、そのアスファルト材や路盤材などの含有ではないかということが推測されておりますが、特定をすることは難しいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） ぜひ特定していただきたいと思います。さて、これがどこからきたのか、いつまた汚染が確認するか、全くわからない状態が続くのであれば、常に危険にさらされるわけです。子供の食を預かる重要な場所がそんなことではだめではないかと私は思います。

次に、給食の無償化の件です。これの考えがないということですがけれども、本当に検討の余地がないのかということで、財政的な理由が主なものと思いますけれども、そのほかに不可能な理由があるのかどうか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 教育委員会といたしましては、施設の老朽化対策、教育環境の整備と山積する課題がたくさんございますので、優先するものから実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 憲法でも、義務教育はこれを無償化とするとあります。現実には、授業料と教科書だけになっております。給食無償化によって給食費の心配がなく、平等に、全ての子供たちに給食が提供できるよう、こういうことが教育上、望ましいことだと思います。これは理想に向けて、本市も努力するべきではないですか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 要保護・準要保護世帯の家庭のお子さんの給食につきましては、既に公費で負担しております。平等に給食が提供できていると考えております。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 要保護や就学援助家庭には支援しているから平等だと、こういうのは実態を見ない認識だと言わざるを得ません。生活保護捕捉率はせいぜい2割、8割は貧困でありながら保護を受けていない。就学援助は保護者が申請していないと受けられない、学校に収入を知られたくないので申請しない、ダブル、トリプルワークで、または自営業で収入証明を出しづらいという家庭もあるわけです。就学援助制度は、保護者が一旦納付して後から還付されるので、当面のお金のやりくりには苦労しているはずなんです。そういう実態を見た上で答弁されたのかということなんです。就学援助が申請主義である以上、必要な子供たち全てに平等な給食が行き渡っているとはとても言えません。

次、聞きますけれども、文部科学省の調査によりましたら、給食費を含めて公立小学校で年間10万円、公立中学校で年間約18万円の費用がかかっていると言われております。アルマーニの制服は別にして。また、昨年の県内調査では、3つの自治体で無償化を全面的、または部分的に開始しております。今後検討するという団体が6団体、全面的な無償化はすぐに無理があると思いますけれども、例えば第2子、第3子から実施する、それも半額から始める、米の現物支給など、さまざまな支援策があると考えられると思いますけれども、検討の余地はありませんか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 県内でも、議員おっしゃるとおり、一部負担とか地場産の補助とか、そういう形での補助をしているところは認識しております。給食費の補助につきまして、さまざまな支援の方法など、今後、情報収集に努めてまいります。

○議長（鈴木敏文君） 飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 意見です。義務教育に一体どのくらいお金がかかるか、それがどう家計を圧迫しているのか、自ら調べ上げて対策を練る必要があると思います。これからは子供の貧困対策としても、少子化対策としても、全ての子供の健やかな成長のためにも学校給食の無償化を進めるべきであると思います。給食の拡大は、学童保育まで含めて将来考えないといけなないかもしれません。現にこども食堂の要求が強いわけでありまして。医療費の無料化は全国で取り組まれて、制度が拡大しております。命にかかわることだからだと思っております。食事も一緒です。今後は、国や県の負担ももらいながら無料化に向けた検討をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（鈴木敏文君） 以上で飯尾 暁議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 0 時 09 分 休憩

☆ ☆

午後 1 時 00 分 開議

○議長（鈴木敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平ゆき子議員の一般質問を許します。平ゆき子議員。

（5 番 平ゆき子君登壇）

○5 番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、福祉の障害福祉施策について伺います。

国の障害者基本計画では、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調との基本原則を掲げ、県においては、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目指した計画を作成し、それに基づき、茂原市では、平成30年度から新たに第3次障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画が策定されました。この間、障害者自立支援法から障害者総合支援法への移行や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の新たな法制度も制定され、さらに障害者総合支援法、児童福祉法の改正に伴い、従来、大人と一緒に位置付けられていた子供の施策が障害児福祉計画として今年から独立して策定されています。

計画の指針としては、1つは、障害の有無にかかわらず誰もがお互いに支え合いながらともに生きる地域共生社会をつくる。1つ、地域での暮らしを充実したものにするために、人とのつながりや、いざというときの安心感、生活の質の向上等を図る。1つ、地域の中で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やし、相互理解を図り、ともに支えながら生きていく。1つ、生活環境、外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実など、誰もが社会参加しやすく暮らしやすい地域社会を目指すとうたわれています。

障害者の社会参加には、社会的障壁を取り除く障害者差別解消法と障害者の暮らしを支える福祉施策が車の両輪になることが不可欠です。政府は、応益負担を強いる障害者自立支援法にかわる障害者総合支援法を制定しましたが、障害者の社会参加を促進させる法律ではありません。障害者の声に応えた改正こそ必要です。そこで伺います。

1点目は、第4期障害福祉計画の実績等の検証と現行計画への課題について伺います。

2点目は、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の策定に当たっては、当事者の声を反映させることが重要と考えますが、本市の基本的な考えを伺います。

次に、福祉の2つ目として、公立保育所・幼稚園について伺います。茂原市では、公立保育所や公立幼稚園は教育、保育へのニーズの多様化、需要バランスの不均衡などの課題や施設の老朽化による大規模改修や建て替え等に対応するための費用が集中的に発生し、財政負担の増大が懸念されることを理由に、施設の安全・安心を確保しつつ、全ての子供に質のよい教育、保育を提供することを目的として、平成28年度から平成32年度までの5か年の整備計画を策定し、手始めに平成30年3月に新治保育所を閉所し、本納保育所に統合しました。今後はさらに豊岡幼稚園を加えた民間主導の認定こども園への移行を予定しています。

そこで1点目は、公立保育所・幼稚園の整備計画の進捗状況を伺います。

2点目は、待機児童の問題です。今年もまた保育所に子供を入れるのに大変な思いをした、去年まで入れた保育所に兄弟と一緒に入所ができず他市の保育所に入所させた、希望する保育所に入らず大変な思いで保活に駆け回ったなど、保護者から悲痛な声が寄せられています。

厚生労働省は、平成30年4月に発表した、平成29年10月1日時点での待機児童数は5万5433人で、3年連続の増加であり、特にゼロ歳児を中心に年度途中の申し込みが増え、平成29年4月1日の2万6081人から、半年で2万9350人に増加し、倍増している状況です。3歳児未満が5万2285人と9割以上を占めており、年齢区分では、ゼロ歳児が2万8805人、1、2歳児が2万3480人、3歳児以上が3148人と、ゼロ歳児が最も多い結果が出ています。

厚生労働省の発表は、子供を安心できる保育所に預け、働きたいという親の当たり前の願いを実現することが困難な現実を裏付けるものです。根本的には、認可保育所をできるだけ利用したいという切実な親の要求が大きく広がっていることがあらわれています。低賃金、不安定雇用の広がりの中で、夫の収入だけでは家計が厳しく、働かないと生活が維持できないという女性も増加しています。働く女性が増えたのでニーズが予想を上回り、保育所整備が追いつかないなどの政府の説明は無責任です。女性活躍、1億総活躍などと言って働くこと散々推奨してきたのは安倍政権のほうです。

そもそも安倍政権の待機児童解消加速化プランは、親たちが求める認可保育所の大増設に踏み出すものではありません。保育所の待機児童の増加が社会問題になって20年近く、待機児童問題は一層深刻になっています。政府は自らの保育への公的責任を投げ捨て、民営化などの規制緩和、保育条件の基準緩和による詰め込みなどを進めてきました。待機児童の根本にメスを入れるのではなく、認可保育所より基準の低い企業主導型保育や小規模保育を中心とし、保育者の資格の基準緩和などを進めてきました。子ども・子育て支援制度は、国と自治体の保育に対する責任を後退させ、園庭のないビルの1室など保育条件を引き下げた施設の急増、保育料

の大幅引き上げ、保育士の資格要件の緩和など、子供の発達を保障する保育環境、イコール保育の質を大きく後退させています。深刻な保育士不足の解決でも、資格要件の緩和やICT化の支援などが中心で、根本的な配置基準の改善や保育士全体の賃金の底上げは図られていません。

日本共産党は、当面、公立を含めた認可保育所の30万人、3000カ所の増設、保育士の賃上げなどの労働条件の改善を中心に待機児童解消を進めるとともに、公的責任で質、量ともに安心して子供を預けて働き続けられるだけの保育所を建設するための保育所整備計画をつくり、希望する全ての子に保育所入所を保障することを提案しております。この待機児童は、茂原市ではどうでしょうか。本市での状況と、その対応について伺います。

次は、教育についてです。

1つ目は、子供たちが安心・安全に学べる環境を実現するために、小中学校エアコン設置について伺います。エアコン設置については、多額の財源が必要とされることや、環境への適用能力をつけるためには耐える能力を鍛えることも必要、冷房の中では子供の身体的機能も弱まるといった精神論が根強くあります。しかし、近年の気象は、5月や10月でも30度を超える夏日が発生するなど、昔とは質の違う異常な気象状況が広がっています。特に今年は、4月に観測史上初めて北海道で真夏日が観測され、25度以上の夏日も全国各地で発生するなど、これまで以上に厳しい暑さが予想されます。

こうした猛暑の中で勉強することは、子供たちへの身体への負担も想像を絶するものであり、授業に集中できないなどの悪影響は容易に想像できます。保護者からも「子供の健康が心配、家の中も、車の中も暑ければ冷房を入れている。早く教室にエアコンを入れてほしい」「公共施設に冷暖房が入っているのに、子供の居場所である教室になぜ入っていないのか、おかしい」「孫が通っている学校に当然エアコンがあると思っていた。議員の議会報告でないことがわかって愕然とした。子供の命にかかわる問題だ」など、教育現場の現状に疑問や怒りの声が寄せられています。

安心・安全な学校環境整備の一環として、本市においてもエアコン設置のための整備計画を作成し、早急に設置をすべきと強く要望しますが、当局の見解を伺います。

2つ目は、就学援助について伺います。就学援助制度の充実に関しては、これまで幾度となく質問をしてきました。子供の貧困が拡大される中、子供たちがお金の心配をしないで、どの子も平等に教育を受けられるように環境整備を図ることは自治体の責任です。義務教育のセーフティネットと言える就学援助制度の充実は、緊急の課題です。

1点目は、就学援助の必要性及びその役割について、どのようにお考えでしょうか。市当局の見解を伺います。

2点目は、本市の就学援助の受給状況について伺います。

また、県内自治体と比較した場合の本市の状況はどうであるのかを伺いまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木敏文君） ただいまの平ゆき子議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 平ゆき子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、福祉についての中で、公立保育所・幼稚園の整備計画についての御質問でございますが、公立保育所・幼稚園整備計画の進捗状況につきましては、新治保育所を本年3月に閉所し、本納保育所に統合いたしました。（仮称）南部・北部認定こども園の整備につきましては、平成32年4月の開園を目指して本年2月から4月にかけて運営事業者の募集を行いました。残念ながら応募はありませんでした。これにより開園は平成33年4月以降となり、計画に遅れが生じる見込みとなりますが、再募集に向けて募集要項を見直すなど、早期に開園できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、中の島幼稚園につきましては、計画どおり平成31年3月に閉園予定となっております。私からは以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

（福祉部長 岩瀬裕之君登壇）

○福祉部長（岩瀬裕之君） 福祉部所管の御質問に御答弁申し上げます。

初めに、福祉についての中で、第4期障害福祉計画の実績等の検証と課題についての御質問でございますが、障害福祉計画は、障害福祉サービスや地域生活支援事業について、その量や提供体制の確保策などを見込むとともに、国からの指針に基づく事業についても盛り込んでおります。

第4期の計画では、サービスの量、質ともに障害のある方、一人一人のニーズに合ったサービスを提供できたものと考えております。

課題につきましては、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス体制の構築が課題であると認識しております。

次に、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の策定に当たって、本市の基本的な考え

についてとの御質問ですが、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の策定に当たり、市民アンケートやパブリックコメント及び事業所へのヒアリング等の実施をし、障害のある人を取り巻く日常生活の現状と今後の課題を把握し、計画に反映させております。

また、策定に際して、厚生労働大臣から示された新たな基本指針に基づき、障害のある人もない人も全ての人がお互いを尊重し、協力し、支え合うつながり合った地域共生社会の実現を目指し、障害福祉施策を推進していこうと基本的な考えとしております。

次に、待機児童の状況と対応についてとの御質問ですが、本年4月1日時点での待機児童数は17人で、昨年度の70人から大幅に減少いたしました。昨年度は、待機児童解消に向けアップル幼稚園の認定こども園への移行支援や新治保育所の閉所に伴う保育士配置の見直し等、保育士枠の拡大に取り組んでまいりました。今後、保育の無償化が予定されており、利用希望者がさらに増えることが予想されますので、保育士の確保に努める等、引き続き待機児童の解消に取り組んでまいります。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 教育長 内田達也君。

（教育長 内田達也君登壇）

○教育長（内田達也君） 教育関係の御質問に御答弁申し上げます。

小中学校のエアコン設置について、子供の安心・安全の観点からエアコン設置計画を早急に作成すべきと思うがとの御質問でございますが、エアコンの設置につきましては、子供たちの学習環境向上のためにも今後の課題の1つとして認識しております。しかしながら、エアコン設置は多額の費用を要することもあり、1年間を通した学習に適した教育環境の整備と安全対策を第一義に考え、当面は校舎の老朽化対策を優先して取り組んでまいりたいと考えておりますので、エアコンの設置計画の作成につきましても、今後の老朽化対策の進捗状況や財政状況を勘案しながら検討してまいります。

次に、就学援助について、就学援助の必要性及び役割についてどのように考えているのかとの御質問でございますが、全ての児童生徒の教育の機会均等を確保するために、学校教育法第19条では、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと示されており、本市におきましても、就学援助制度は必要であると考えております。この制度は、市内の児童生徒が家庭の経済状況にかかわらずに等しく義務教育を受けること、また、各学校での教育活動に参加することを可能とする役割を担っていると認識しております。

次に、本市の就学援助の受給状況及び県内自治体との比較でございますが、今年度5月時点

での準要保護認定者数は、小学校で306人、全児童の7.78%、中学校で172人、7.85%となっております。県内他市との平成29年度の受給率の比較については、高い順に、37市中、小学校で14位、中学校で24位となっております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、再質問をいたします。

最初に、福祉のほうの障害福祉施策について伺ってまいります。第4期障害者福祉計画の課題として、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービスの体制の構築、このような答弁でしたけれども、それでは、サービス体制の構築を今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 地域全体で支えるサービスを構築するためには、相談、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保など、多職種での連携やさまざまな事業所、医療機関などの関係機関との連携が必要となるため、今後、効果的、効率的な体制について協議してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） これは今年から始まった3年計画ということで、そういう中で、効果的、効率的な体制を協議していくということで、それを見守ってまいりたいと思います。

次に、障害のあるサービス利用者が65歳になった際に、障害福祉制度から介護保険制度への移行が求められる、高齢の障害者に対して65歳問題という大きな問題が今浮上しておりますけれども、そもそも障害福祉制度と介護福祉制度は、理念とかサービス体系、認定基準、サービスの支給決定基準など、さまざまな点で異なっています。障害者福祉支援法は、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができる、これが目的とされています。しかし、介護保険制度では、加齢による要介護状態になった方について、日常生活を営むことができる、これが目的で、社会参加という視点は全くありません。こうした制度上の違いから、障害者は介護保険制度への移行に伴って利用料の負担が発生する、支給される支援量の低下、支援の質の低下、こうしたものが上げられます。こうした問題で、強制的に介護保険に移行させ、申請がなければサービスを打ち切る、こういう冷たい自治体がある一方で、介護保険への申請を促しながらも障害者福祉サービスの給付は継続をしている、こういう自治体もあると伺っています。茂原市では、どのような対応を行うのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） まず、障害者施設等に入所をされている方につきましては、慣れ親しんだ施設での生活が送れるよう、65歳に達したことにより直ちに介護施設へ移行していただくということはありません。

次に、在宅の方でヘルパー等のサービスを利用している場合につきましては、障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険にあれば、基本的には移行していただくこととなりますが、介護保険にないような障害特有のサービスにつきましては、引き続き御利用をいただいております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今の答弁で、施設に入所している方、直ちに移行することはない、こういうようなお話ですけれども、直ちにというところが気になるので、これは時限立法的に、いずれは退所しなければいけないのか、ここら辺のところをお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 移行期間などはなく、引き続き入所いただけることとなります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今、既に入所している方に対してはサービスが継続できる、これはわかりましたけれども、基本的には移行してもらう、こういうことですので、これから65歳になる方、または65歳になって新しく入所したい、こういう方、障害者施設には入所はできないということでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 基本的には、障害者の施設でなく介護施設を御利用いただくこととなります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 市としても、やはり制度にのっとって行っているということなんでしょうけれども、やはりこの65歳問題というのは、障害者にとっては非常に負担の重い制度だと思います。個々の状況を十分勘案していただいて、一律的な対応は行わないでいただきたい。これをぜひお願いしたいと思います。要望です。

次に、現計画の第5期障害福祉計画、新たに起こるサービス、1つとしては、就労移行に生活面の課題などの解決に向けた指導、助言などの支援、2つ目に、施設などを利用している障害者がひとり暮らしをすることへの支援、3つ目として、入院先にも訪問ができるようになった重度訪問介護の制度、4つ目として、外出困難な障害児の自宅を訪問する支援など、こうい

ったものが新たに計画の中に盛り込まれておりますけれども、これから始まるこうしたサービスについて、利用者への案内は、こういったのはどのようになされるのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 担当課窓口でのサービス利用に関する相談時や、サービス提供事業所でのサービス提供時、それから相談支援事業所でのサービス利用計画作成時など、多方面から新規サービスを必要とする利用者に対し御案内をしております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 障害者の地域生活を支える自治体の役割は、これまで以上に大きくなったと言わざるを得ません。それだけ地域の実態や課題から目を背けることのないよう、支援ネットワークの中核として、その役割が果たせるための仕組みづくりが大変重要になってきていると思っております。地域全体で支えるサービス体制を構築するためには、事業者に丸投げすることなく、市がその体制の基幹となるべきと思いますけれども、その見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） そういったことも全部含めまして、これから検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 利用者にとって最良のやり方を検討していただきたいと思えます。

次に、身近な地域における相談支援、これは地域における利用者にとって安心できる制度だと思います。こうした窓口が、本当に機能するための条件整備が必要だと思います。そこで、現在の相談体制については、どのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 基本的には、職員により対応しております。職員は一般職のほか、保健師、社会福祉士を配置しております。相談内容によりましては、事業所、医療機関等の関係機関と連携を取りながら対応しております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 現在の相談支援事業は、障害児から知的、精神、身体障害、また発達障害、難病に至るまで、本当に幅広い世代とさまざまな障害の特性に応じた支援が求められております。そのためには、専門職員の配置は不可欠な課題です。今後の専門職の配置はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 精神に障害のある方からの相談は、長時間に及ぶものや、他の障害よりも複雑かつ困難なものであるため、柔軟できめ細やかな対応が必要であると考えております。今後、精神に障害のある方はまだまだ増加すると思われまますので、専門的な知識を持った職員の配置につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

もともと精神とか、専門性のあるものは県の仕事だったんですけれども、それが市のほうに落ちてきた。落ちてきたけれども、財源は一緒についてこない。結局、市のほうでいろいろ配置をしなければいけない。ところが、配置する人件費、職員数がいろいろ問題で、なかなかそういうものが充実されません。結局は、今ある事業者のほうにお願いするような、これが現状だと思っております。そこら辺を市が中心になって、できるだけ体制を整えてやっていただきたいと思います。

次に、公立保育所・幼稚園に移りたいと思います。（仮称）南部・北部認定こども園の運営事業の募集が不調に終わり、再募集に向けて今検討されているということですのでけれども、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 認定こども園の整備につきましては、再募集に向けて今後協議を進めてまいりますけれども、他市の状況等も踏まえて、できるだけ業者に参入しやすい条件を設定してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今のお話ですと、再募集に当たってはできるだけ事業者が参入しやすいように条件を設定するということですのでけれども、私、そういう点で非常に危惧していることがあります。それは募集要綱の検討とあわせて、今ある茂原市の保育の質が後退するのではないかということです。これは絶対行ってはならないと思います。保育の質を確保しつつ、この募集をかける取り組みが必要と考えますけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 認定こども園は幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子供を受け入れられる施設であると認識しております。本市といたしましても、認定こども園に求められる質を確保し向上させる観点から、国が定める基準に基づき、適正な運営が行われるよう指導、助言を行ってまいります。

また、認定こども園の開園に当たっては、子育て支援事業や延長保育事業の実施を条件としておりますので、子育て支援に寄与するものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 質は低下させないということですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、4月1日より私立のアップル幼稚園が認定こども園として事業を始めましたけれども、5月29日に私と同じ会派の飯尾議員と2人で訪問させていただき、保育の状況とか、認定こども園に移った御苦勞とか、いろいろそういうようなお話を伺いながら中も見せていただいたんですけども、そうした中でお話に上ったのが、これから市が進める認定こども園に茂原市の事業者さんは誰も手が挙がらなかったと。今ある茂原市の保育の質が後退することが一番事業者として心配している、茂原市民の皆さんから信頼を得て、皆さんそれぞれが幼稚園、保育園を経営して質を保っている、そこを絶対下げるような募集はしないでいただきたいと、園長先生、理事長さんのほうから心配の声もありましたということだけお伝えしておきます。よろしくお願ひいたします。

次に、新治保育所が廃所に既になっておりますし、中の島幼稚園も廃園になりますけれども、その跡地利用について伺ひます。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 新治保育所と中の島幼稚園跡地の利活用につきましては、現在、跡地利活用に関してノウハウを持つ民間企業へ相談するなど、行政需要だけでなく民間需要を調査、把握しているところであります、その結果を踏まえ、幅広い観点から引き続き有効な活用方法を検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、これも跡地利用、地域住民の皆さんの声をしっかり受けとめて対応していただきたいと思ひます。

次に、公立保育所・幼稚園整備計画における既存施設の整備状況、これはどうなのでしょう、お伺ひをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 既存施設につきましては、順次、耐震診断を実施いたしまして、必要に応じて補修工事等を行い、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） これから長寿命化を図るということですからけれども、であれば、ぜひ耐震工事とあわせて全室にエアコンを設置すべきと考えます。今、実際、保育所や幼稚園にエアコンはついているのはわかりますけれども、全室ではありませんので、せっかくそういった整備をするのでしたらぜひ設置していただきたいと思うんですけれども、見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 公立保育所につきましては、ゼロ歳から2歳児の保育室には全室エアコンを設置しておりますけれども、3歳から5歳児の保育室には設置されていないところもございます。エアコンが設置されているホール等に移動することで、快適な環境で保育をできるように工夫はしておりますけれども、近年の異常気象ではエアコンの設置は必要と考えておりますので、順次設置に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度は本納保育所の保育室1室と遊戯室、また3園の調理室にエアコンを設置する予定となっております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） よろしく願いいたします。

それでは、待機児童の状況について移らせていただきます。今、茂原市の待機児童は17人と伺っておりますけれども、その17人の年齢の内訳を伺いたいと思います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 待機児童の年齢の内訳ですけれども、ゼロ歳児が5人、1歳児が8人、2歳児が1人、3歳児が2人、4歳児が1人、合計17人となっております。5歳児はゼロということになります。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今伺いますと、待機児の中でゼロ歳児、1歳児が多くを占めています。この年齢のお子さんは、保育士の人数も必要です。待機児童解消には保育士確保が不可欠ではないでしょうか。保育士の確保については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 全国的に保育士が不足しており、本市でも公立保育所、民間の保育園、いずれも保育士の確保には苦労しているところがございます。民間保育所に対しましては、昨年10月から茂原市民間保育士処遇改善事業により、保育士に支給される給与を補助することで保育士確保の一助となるような支援をしております。公立保育所につきましては、平成

31年度、来年度なんですけれども、新規採用として5人程度の募集を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 来年度にかけては5人程度募集をかけるということなんですけれども、公立保育所の保育士の正規、非正規の割合はよく問題にこれまでしているんですけれども、現在の割合はどうなっているのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 現在の市内の公立保育所では、保育士が133名おり、そのうち正規職員は83名で、全体の約6割、臨時非常勤職員は50名で約4割となっております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 正規職員のほうが非正規職員よりも少し多いということがわかりました。しかし、今後の保育士の確保につきましては、正規の職員をもっと増やすべきだと私は思いますが、市としての見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 正規職員の割合につきましては、改善する必要があると認識はしております。先ほど保育士を5名程度採用する予定と申し上げましたけれども、今年度、正規職員に定年退職をする予定者がいないことから、新規に正規職員を採用することができれば、そこである程度の改善は図れるものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 退職する方がいらっしゃらないということなんですけれども、この間、毎年毎年、退職は予定ないけれども、実際開けてみたら相当の方が退職を希望されたというような現状で、正規、非正規の対比がうまくいかないところが今までの茂原市の現状なんですけれども、公立の非正規の職員の確保も、正職員だけでなく非正規のほうも自治体間で非常に取り合いになっている。給与等、処遇改善などを行って、それぞれのところで引っ張り合いだということも聞いております。本市において、非正規の処遇改善はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 臨時的任用職員の保育士さんの給料については、平成29年4月に見直しを行ったところでございます。今後につきましても、他の自治体の状況なども踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 先ほどもお話ししましたがけれども、待機児童というのは、年度初めの4月から入る方だけでなく、途中から希望する方も全国で非常に多くなっています。茂原市もそうだと思うんです。それに対応するとなると、意外に非常勤の方を茂原市は利用されているわけですが、そういう点でも、ほかのところもそういうような状況に陥っていると思います。処遇改善を行っているところほど保育士さんを確保できている状況でありますので、ぜひそこら辺のところの検討をよろしく願いいたします。

次に、教育について移らせていただきます。

まず、小中学校のエアコン設置についてお伺いをいたします。全国、そして県内のエアコンの設置状況の割合、その推移についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 文部科学省では、3年ごとにエアコンの設置状況の調査を行っております。全国平均と都道府県ごとの数値が公表されておりますが、全国の小中学校普通教室のエアコン設置率は、平成26年4月1日現在で32.8%、平成29年4月1日現在では49.6%、次に千葉県内の平均ですが、平成26年4月1日現在では24.3%、平成29年4月1日現在では44.5%となっております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、茂原市の近隣の状況はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。長生郡内や夷隅郡内などの設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 個別の自治体ごとの数値は公表されておきませんので、聞き取りによりますが、平成29年度現在、長生郡内の設置状況は、小学校は茂原市と1町以外5町村に、中学校は茂原市と2町以外の4町村においては設置されております。夷隅郡内では、平成29年度現在、全ての小中学校ではまだ設置はされていないと伺っております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 私の聞いたところでありまして、長生郡内は、茂原市以外は、既に設置はされていなくても設置すると、そういう状況にあるということだそうです。それから、いすみ市も設置されていないというようなお話でしたけれども、今年度中にやれる学校はやるということで、現在着工しているそうです。そういう状況から、この近隣は、茂原市を除いてほとんど行っている、また、山武のほうでも、大網白里市はまだ設置されていませんけれども、

設置を予定しています。それから東金市、九十九里町は茂原市と同じような理由で設置がされていないそうです。そういうことで全国県内、そして近隣、エアコンの設置状況が年々増加している状況でございます。そうした動きにつきまして、市としてはどのように認識をされているのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 現在、茂原市内では、パソコン教室とか図書室とか保健室などは設置されておりますが、普通教室では議員おっしゃるとおりの状況です。近隣自治体での設置につきましては、学校数が少ないことや、それぞれの教育施策、教育環境の整備状況、また、財政状況等によりまして判断されたものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 確かに茂原市は人口も多いですし、近隣と比べれば、確かに財政面でも多くかかると思います。しかし、大体設置する、子供さんの命にかかわるような状況だから何とか設置しなければいけない。確かに財源もありますけれども、まず子供の健康、こういうところも第一に考えるべきなんじゃないでしょうか。安全・安心を掲げていらっしゃるんですたら、今こういう環境問題も考えなければいけない、こういうときなんじゃないでしょうか。

次に、普通教室における温度と湿度の計測結果をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 市内小中学校の普通教室で平成29年6月から9月まで、開校日の昼休み中に測定した結果でございますが、平均で国の学校環境衛生基準で示されている温度の30度を超えた日は、7月では7日ありましたが、6月と9月ではございませんでした。また、湿度につきましては、6月から9月の間で、同基準で定められている80%を超えた日が合計で2日間ございました。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、昨年度の議会で気温の上昇が早い時期から始まっているから、6月からでなく5月から計測してほしいと、このようにお願いしましたが、その後どうでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 今年度より、全小中学校におきまして5月からの計測を実施しております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） どうもやっていただいて、ありがとうございます。

熱中症による体調不良を訴えた児童生徒はいらっしゃるのでしょうか。状況をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 平成29年度でございますが、熱中症と診断された児童生徒の数は、小学生で1名、中学生で8名の合計9名でございました。いずれのケースも、体育や部活動中に体調不良を訴えまして病院を受診したもので、軽症であったと報告を受けております。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 授業中ではないということなのでしょうけれども、決して運動場とか、そういうところだけでなく、室内でも熱中症は大変多いということなので、熱中症対策はどのように行っているのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 天気予報などによりまして、熱中症が心配される場合は、小まめに水分をとるように呼びかけたり、屋外での運動や活動を控えるように対応をしていきます。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 学校環境衛生基準の温度について、今年4月1日から、文部科学省から改正の通達があったと思いますが、その内容を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 平成30年4月1日に改正されました衛生基準におきましては、教室等の温度は、従来は10度以上30度以下でございましたが、17度以上28度以下であることが望ましいとの基準に改正されました。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 昭和39年から学校環境衛生基準は変わりませんでした。今年度から上限の30度を2度も引き下げる改正を行ったということは、今の気象状況がいかに学習環境の悪化を招き、改善が必要との考えからではないでしょうか。この改正に対しての市の認識、そしてまた、再度、国からの通達に従って設置する考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） このエアコンの設置につきましては、今後の教育環境整備の課題の1つとして認識はしてございます。ただ、従来よりお話ししていますように、当面はトイレの洋式化などの環境整備、学校の老朽化対策を優先して取り組んでまいりたいと考えておりま

す。並行して、制度の変更に伴う国の交付金の活用などができないか、そういうものも調査・研究はしてまいります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） できるだけ早く、設置のほうを強く要望したいと思います。

次に、就学援助についてお伺いをいたします。小学校の新入学児童生徒学用品、この入学前支給をどのように検討をされているのでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 今年度の小学校入学者に対する新入学児童生徒学用品費につきましては、昨年度よりも支給時期を早めたところでございます。入学前支給に向けての検討は引き続き実施してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 就学援助制度を申請して、認定とならなかった人、その数とその要因を伺いたいと思います。また、本年度の就学援助にかかる予算、この額もお伺いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 平成30年度の新規及び継続申請のありました人数は533人でございまして、そのうち認定とならなかった方は55人となります。

その認定にならなかった要因といたしましては、定められた所得の認定基準を超過していることや、提出書類が未提出であったために所得が把握できないことが上げられます。

なお、平成30年度の就学援助にかかります予算額でございますが、小学校で3066万4000円、中学校では2238万6000円でございます。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 本市の就学援助の受給率は決して高いものではありません。児童生徒が家庭の経済状況にかかわらず等しく義務教育を受けること、また、各学校での教育活動に参加することを可能とする、こうした役割を持っていると教育委員会側で答弁をされたわけなんですけれども、本当に必要な制度であり、必要な子供に受給される、これが徹底されることが非常に大切だと思っております。受給率の向上に向けてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 自給率向上と申しますか、制度をはっきり周知するために、健診とか入学説明会などの機会を通じて周知をしているところでございますが、制度利用につきまして、今後も引き続き丁寧な説明、周知に努めてまいります。

○議長（鈴木敏文君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 受給率向上にぜひ努めていただきたいと思います。そのためにも、今ある受給の基準を引き上げることが非常に大切だと思います。これは、答弁はいただけないと思いますので、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 以上で平ゆき子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時02分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時10分 開議

○議長（鈴木敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、石毛隆夫議員の一般質問を許します。石毛隆夫議員。

（2番 石毛隆夫君登壇）

○2番（石毛隆夫君） 公明党の石毛隆夫でございます。

今国会において、周囲に頼れる人がいないなど社会的孤立の状況にある単身高齢者やひきこもりの方々に対し、包括的・早期的な支援を行うことを明確化した生活困窮者自立支援法等改正法が成立いたしました。生活困窮者の孤立防止に向けた制度の拡充は、全ての住民の皆様が安心して希望を持って生活するためには欠かすことのできない施策であると考えております。

今回の一般質問を行わせていただくに当たりまして、1人でも多くの住民の皆様の声聞き、その声から課題を見つけ、質問に反映させることを心がけてまいりました。これからも小さな声を大切にして、住民の皆様のご生活向上のため努力をしてまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、河川の水害対策について質問をいたします。豪雨や大雨の発生により河川の水位が上がり、氾濫が起きれば住民に大きな被害が出てまいります。平成25年10月の台風26号では、24時間最大雨量289ミリが降り、多くの河川が氾濫をいたしました。これにより茂原市街地周辺では床上320戸、床下183戸の甚大な浸水被害が発生しました。「100mm/h安心プラン」の中で、河川に加え、下水道流域対策やソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施することにより、茂原市民の安心・安全を支えていくと書かれております。そこで伺います。

河川の水位が上がり、水門から水が住宅など生活流域に逆流することを防ぐためには、水門を閉鎖し排水ポンプを使って河川や水を流す必要があると思われませんが、河川の水位上昇に伴う一連の作業手順はどのようになっているのか伺います。

次に、ため池・堰の安全対策について質問をいたします。本年の3月17日、鞆戸堰において転落事故が発生してしまいました。二度とこのような事故が起こらないよう、公明党の会派として翌日の18日に現地確認を行い、19日に安全対策の緊急要望書を提出いたしました。

要望内容といたしまして、転落事故の原因究明と恒久対策、特に転落防止柵の設置を早急に変更すること、池の周り数カ所に注意喚起の看板を設置すること、注意喚起の看板に水深及び緊急連絡先を明記すること、救命道具を周辺数カ所に設置すること、同様の水難事故が発生しないよう、市内のため池・堰、茂原公園等の再点検を行い、安全対策を実施することを要望させていただきました。その後、どのような安全対策を行ってきたのか伺います。

次に、高齢者の独居対策について質問をいたします。今、孤独という現代社会の切実な課題に対し、世界でさまざまな挑戦が始まっております。イギリスでは、孤独による経済損失も年間4.9兆円に及ぶとされ、孤独担当大臣が新たに誕生いたしました。

少子高齢化が進む中、単身高齢者が増えていることから、本市では、平成21年度より単身高齢者世帯把握事業として緊急連絡先などが記載された台帳を整備しておりますが、過去3年間の単身高齢者世帯の推移について伺います。

また、本市としてもさまざまな高齢者見守りサービスを提供しておりますが、現在行われている高齢者見守りサービスは、どのようなものがあるのか伺います。

次に、介護予防について質問をいたします。茂原市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が今年3月策定されました。計画策定の趣旨として、このように書かれております。

「わが国では、平成24年から団塊の世代が65歳になり始めたこともあり、高齢者人口は年々増加しています。茂原市においても、総人口は緩やかに減少していく中、高齢者人口は増加し続け、平成28年4月には高齢化率が30%を超え、今後も高齢化はさらに進展していく見込みです。今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を深化・推進していく必要があります」と書かれております。

昨年の6月議会においても質問をさせていただきましたが、本市においても、もばら百歳体操などを通して介護予防に取り組まれております。

千葉大学などの研究グループが、平成22年から平成24年にかけて、全国31の市町村に住む高齢者、およそ7万5000人を対象に行った調査結果として、体操やウォーキングなど仲間が集まって運動する高齢者が多い地域では、本人が参加しているかどうかにかかわらず、高齢者が鬱

傾向になるリスクが低くなると発表をいたしました。運動グループへの参加割合が10%増えると、鬱傾向になるリスクが男性で11%、女性で4%低下する結果が確認されたということです。これは、本人が運動グループに参加しているかどうかの影響を差し引いた結果だということで、研究グループは、周りの人が運動をしているのを見たり聞いたりするだけでも、心の健康度が上がる可能性を示唆しているとしています。千葉大学予防医学センターの辻特任助教授は、介護予防の面でもスポーツしやすいまちづくりを進めることが重要だと思っていると話しております。そこで、本市で進めているもばら百歳体操の開始から1年以上たち、参加者はどの程度増えたのか、参加者の推移を伺います。

次に、就学援助について質問をいたします。児童生徒の家庭が生活保護受給するなどの経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行費などの一部を市町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。これまでは小学校入学前の支給は国の補助を受けられず、自治体負担で実施しなければなりませんでしたが、公明党の提案で、文部科学省は要保護児童生徒援助費助成要綱を平成29年3月31日付で改定しました。昨年の6月議会、また、本年の3月議会においても、我が会派の小久保議員、山田議員らも就学援助について取り上げさせていただきました。

昨年の6月議会では、今年度の入学予定者へ支給できるよう必要な準備を進めていくとの御答弁をいただき、本年の3月議会においては、平成30年4月入学予定の小学生への支給については、全てが新規の認定となるため、入学後、速やかに支給できるように準備を進めるとの答弁をいただきました。今年度の小学校入学の就学援助の支給時期について伺います。

次に、奨学金について質問をいたします。本市においては、奨学資金貸付制度を導入しており、本年度予算にも計上されておりますが、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年4月3日に発表した平成28年度学生生活調査で、大学生の奨学金受給状況を発表しております。全学生のうち奨学金を受給している方の割合は、2012年度は52.5%、2014年度は51.3%、2016年度は48.9%となっております。この調査からもわかるように、約半数の学生が何らかの奨学金を利用しております。

その中、国や民間の奨学金制度も給付型や所得連動型などさまざまな制度が整ってきておりますが、各自治体が地域の特性にあわせた奨学金制度を行うことで地域の活性化につながる施策になると考えております。そこで、本市で行われている奨学資金貸付制度の過去3年間の利用者の推移について伺います。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。御答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木敏文君） ただいまの石毛隆夫議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。
市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 石毛隆夫議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、水害・水難事故対策についての中で、河川の水害対策についての御質問でございますが、大雨洪水警報が発令され、河川警戒判断基準となる一宮川早野観測所の水位が氾濫注意水位である5.25メートルを超え、今後も水位の上昇が予想される場合、職員により、各河川水位や内水の耐水状況等の巡視を行います。また、茂原市建設業組合へ仮設ポンプの設置依頼をします。その後、さらなる河川水位の上昇により河川からの逆流が発生し被害が見込まれる場合は、水門を閉鎖し、直ちに仮設ポンプによる内水排除を実施しているところでございます。
私からは以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本丈彦君。

（経済環境部長 山本丈彦君登壇）

○経済環境部長（山本丈彦君） 経済環境部所管にかかわります御質問に御答弁を申し上げます。

ため池・堰の安全対策について、緊急要望書を提出したが、その後どのような安全対策を行ったのかとの御質問でございますが、安全対策といたしましては、事故現場付近の遊歩道に転落防止のためロープ2段による柵を約100メートル設置するとともに、現地の確認を改めて行い、連絡先を記載した注意看板を9カ所設置いたしました。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

（福祉部長 岩瀬裕之君登壇）

○福祉部長（岩瀬裕之君） 福祉部所管の御質問に御答弁申し上げます。

初めに、高齢者支援についての中で、高齢者の独居対策で、過去3年間の単独高齢者世帯の推移についての御質問でございますが、65歳以上の単身世帯は、平成27年度が2723世帯、平成28年度が2474世帯、平成29年度が2724世帯となっております。

次に、高齢者見守りサービスはどのようなものがあるのかとの御質問でございますが、本市で行っている事業といたしましては、65歳以上の単身世帯や75歳以上のみで構成されている世帯を対象に、緊急連絡先等の情報を把握し、台帳整備を行う高齢者把握事業、緊急時にボタンを押すことで受信センターに通報し、状況に応じた対応をとることのできるあんしん電話の貸与、市内の事業所と提携、協定を結び、業務中に異変を感じた際、市や警察等に連絡をいただ

く高齢者見守りネットワークがございます。そのほか、社会福祉協議会では、ふれあいと安否確認を目的に見守り型食事サービスを実施しております。

次に、もばら百歳体操の参加者の推移についての御質問でございますが、もばら百歳体操につきましては、昨年度中に29団体が発足し、514名の方々に介護予防活動を始めていただきました。本年度も引き続き普及啓発を実施しており、直近の取り組み団体数と人数は36団体、651名となっております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 教育長 内田達也君。

（教育長 内田達也君登壇）

○教育長（内田達也君） 教育関係の御質問に御答弁申し上げます。

就学援助について、今年度の小学校入学の就学援助の支給時期についての御質問でございますが、新入学児童生徒学用品費につきましては、昨年度までは入学後に申請を受け付け、審査の結果、認定となった場合は6月下旬ごろをめどに支給していましたが、今年度から2月中に申請を受け付け、4月下旬に学校を通じて支給いたしました。

次に、奨学金について、奨学資金貸付制度の過去3年間の推移についてですが、平成27年度は大学生が45人、専修学校制が10人の合計55人となっております。平成28年度は大学生39人、専修学校生9人の合計48人、平成29年度は大学生35人、専修学校生6人の41人となっております。

なお、平成30年度は大学生が30人、専修学校生が3人の合計33人となっております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 再質問ありますか。石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 答弁ありがとうございました。これより一問一答方式で再質問をさせていただきます。

まず、河川の水害対策について質問をさせていただきます。本市内を緩流する河川は、一宮川、阿久川、鶴枝川、豊田川、南白亀川、赤目川、乗川、鹿島川、西谷川、道目亀川、梅田川、中の島川、南豊川があります。本市内を緩流する河川に何カ所の水門があるのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 市で管理している水門は24カ所でございます。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。では、24カ所ある水門の中で、台風や大雨のときに重

点的に巡回や水面上昇を監視している水門は何カ所あるのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 重点的に監視している水門は12カ所でございます。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 重点監視水門の数はわかりました。水門の開閉は、防災・減災の観点からも重要であると思われます。水門の開閉が遅れると、河川からの泥水が生活流域に流れ込み、被害の拡大につながると思われます。そこで、それぞれの水門ごとに水門の開閉の基準があるのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 水門ごとの明確な開閉基準につきましては、現在設けてはおりません。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 水門ごとの開閉基準は必要だと考えております。ぜひ御検討をお願いいたします。

手動式水門にはそれぞれハンドルに鍵がかけられておりますが、鍵の管理はどのように行われているのか。また、開閉の作動確認は定期的に行われているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 土木管理課で19カ所、下水道課で5カ所の鍵をそれぞれ管理しております。開閉の作動確認につきましては、例年6月と9月の年2回を行っております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。

では、水門閉鎖の指示などの連絡体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 巡視を行っている職員から各水門の河川水位と内水の耐水状況などの報告を受け、今後の降雨予報を考慮し、災害対策本部の都市建設対策部より指示を行っているところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。しかし、先ほども述べさせていただきましたが、水門ごとの開閉基準があれば、より確かな指示が可能になると思われます。一方、水門を閉鎖することにより河川からの逆流は防げますが、排水路、用水路の水が河川へ流れなくなります。建

設業組合へ仮設排水ポンプを設置していただき排水活動が行われることとなりますが、仮設排水ポンプの排水能力には限度があり、水門の閉鎖が逆に生活区域の浸水につながることはないでしょうか。見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 仮設ポンプでの内水排除には、確かに限界があると思います。しかし、水門を閉鎖することで河川からの逆流を防止することにより、内水被害を軽減されるものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ここまでの御答弁を整理しますと、市で管理している24カ所の水門のうち12カ所は重点監視区域の対象となっており、水門ごとの明確な開閉基準はなく、巡視を行っている職員の方より、各水門の河川水位と内水耐水状況の報告を受け災害対策本部より指示を出す、このような流れになっております。過去の台風被害などから、重点監視区域を設け監視を行っていただいていると思われませんが、監視を行っている職員の方からの情報と今後の降雨予報が指示を出す判断材料となっております。夜間であったり、現地の状況次第で河川の水位を確認することが困難なときも想定しなければならないと考えます。安全確保を施した上で、近隣住民からの画像提供など、情報収集の方法も御検討いただきたいと思えます。

また、内水対策をより確実に進めるためには地域ごとのシミュレーションを行い、具体的な地域ごとの内水対策を策定する必要があると考えております。地域ごとのシミュレーションがなされることにより、現地確認ができない状況に置かれたとしても降雨量などの気象情報で内水対策の指示が出しやすくなり、担当職員の安全対策にもつながると思われれます。当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 都市建設部長 大橋一夫君。

○都市建設部長（大橋一夫君） 平成25年の台風26号による浸水被害を踏まえ、内水被害の大きかった地域について、被害軽減に向けた対策検討を行い、順次対策の実施を図っているところでございます。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ぜひ被害軽減に向けて対策の実施をお願いいたします。

そして、内水対策には避難訓練を含めた総合的な対策が必要であると思われれます。茂原市地域防災計画の中で、各自治会を母体とした自主防災組織の向上を促進し、リーダーの養成など体制の強化、また、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりの

中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図ると書かれております。ソフト面も含めた対策もあわせてお願いいたします。

次に、田んぼの貯水機能を生かし被害を軽減できる田んぼダムの取り組みが広がっております。新潟県見附市で2002年度から始まり、北海道、富山県、福井県、愛知県、兵庫県などに広まってまいりました。田んぼの排水口に調整板を取り付け、排水路に流れる水量を抑え、増水時に河川への流量を調整することで河川の氾濫防止につなげる取り組みになります。今回は、現状の田んぼとため池・堰の活用について質問をさせていただきます。本市周辺には、多くの田んぼやため池・堰があります。この田んぼやため池・堰の貯水機能を利用して、大雨の際に一時的に水をため、時間をかけてゆっくり排水し、河川流域の農地や市街地の洪水被害を軽減しようという取り組みについて、本市として河川上流域に面している関係自治体とどのような話し合いを行っているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 一宮川上流部に当たります長柄町と長南町に対しまして、ため池、田んぼ等における雨水貯留による河川への流出抑制の協力を本年も5月に依頼したところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。そこで確実に御協力をいただくためには、正式に関係自治体と協定を結ぶ必要があると思われませんが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 雨水流出抑制につきましては、今後も引き続き協力を依頼してまいります。また、自治体の例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） よろしくお願いいたします。

次に、ため池・堰の安全対策について再質問をさせていただきます。転落事故発生後、鞆戸堰の周りには注意看板の設置、一部の柵の設置が行われております。鞆戸堰の隣地には本納保育所があります。柵を全面に設置することについて、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本文彦君。

○経済環境部長（山本文彦君） 現在、堰の外周約600メートルのうち、保育所側の約120メートルについて擬木の柵が設置されておりますけれども、柵のない場所には法面や遊歩道にアジサイと桜が植樹され、侵入防止となっているところもございますので、柵の設置につきまして

は、地元と今後協議を行って検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 事故の再発防止のためにも、御検討のほどよろしく願いをいたします。

本市内のため池・堰を調査いたしました。多くのため池・堰に新たに注意看板が設置されておりました。「危ない。ここで遊ばない」の注意喚起は危険防止の一助になると思われま。す。鞆戸堰の注意喚起の看板には、加えて緊急連絡先も明記された注意喚起の看板が設置されておりますが、特に危険と思われる他のため池・堰にも緊急連絡先の入った注意喚起の看板を設置することは可能なのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本丈彦君。

○経済環境部長（山本丈彦君） 事故後、全てのため池を再調査いたしました。その結果、通学路や住宅が隣接している箇所などの危険と思われる箇所につきましては、緊急連絡先を記載した看板を設置しております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。

一方、本市内にある全てのため池・堰に柵を設けることは大変に難しいと思われま。す。そこで、通学路に面した箇所を優先的に柵の設置の検討をいただくことは可能なのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本丈彦君。

○経済環境部長（山本丈彦君） 通学路に面したため池は市内に5カ所ほどございますが、一部、柵のない箇所もございますので、今後、ため池の管理団体や道路管理者と協議を行いま。して、柵やガードレール等の安全対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） よろしく願いいたします。

転落事故が発生してしまったとき、浮力のあるものが近くにあれば助かる可能性が高まると考えております。各ため池・堰に浮輪やロープを設置することは人命救助に有効であると考えま。す。が、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 経済環境部長 山本丈彦君。

○経済環境部長（山本丈彦君） ため池に万が一誤って転落した場合、救助を待つまでに浮力のあるものがあれば最悪の事態を回避するために有効なものと考えております。鞆戸堰につきま。しては、事故の再発防止のため、救助用浮輪の設置と水際にロープや浮き玉を設置する工事

を、この7月中をめどに完成させる予定でございます。また、ほかのため池につきましても、今後、ため池の構造や周辺の状況等を考慮した安全対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） あわせて、二度と児童の転落事故などが起こらないように、安全教育の徹底もよろしく願いをいたします。

続きまして、高齢者の独居対策について再質問をさせていただきます。先ほど、本市で行われている高齢者見守りサービスについて御紹介をいただきました。その中の1つに、在宅でひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者に対して、急病のとき、緊急事態における不安を解消する目的で、緊急時に外部との連絡のとれる緊急通報装置あんしん電話を貸与している事業がございます。先日、あんしん電話サービスを利用している方にお話を聞いてまいりました。おひとり暮らしのため、夜になると不安になり、あまり眠れなかったのですが、あんしん電話設置以降、眠れるようになったと言われておりました。そこで、あんしん電話サービスを設置するに当たり、設置ができる条件としてはどのような世帯を対象としているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 市内に住所を有する単身世帯で、65歳以上の方及び重度身体障害者の方を対象としております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 現在の設置対象についてはわかりました。しかし、昼間単独世帯の高齢者の方より、1人での時間に何かあったら不安になるとの声も聞きました。昼間単独高齢者の方、または高齢者のみの世帯の方もあんしん電話サービスを設置できるのか、見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 現在の制度としては対象外となりますが、今後、地域の高齢者及びその家族が安心して暮らせるよう、日中、高齢者が単独で住んでいる世帯や、また、高齢者のみの世帯など、利用対象の範囲について検討していきたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 御検討、よろしく願いをいたします。

単身高齢者の方々から一番求められているものは何かお聞きしたところ、話し相手が欲しいとの声をたくさん聞きました。お話を聞いた方の中には、1週間誰とも話すことなくテレビだ

けを見ている生活だと言われておりました。お話をするだけで、健康に生活する意欲が沸いてくると思われます。傾聴ボランティアの皆様は、介護施設や高齢者の御自宅を訪問してさまざまなお話を聞く活動をしております。そこで、本市内において傾聴ボランティアグループほどの程度あるのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 私どもで把握しているものとしたしましては、社会福祉協議会のボランティアセンターに1団体の登録があり、主に施設入居者を対象とした活動を行っているかと伺っております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 今の御答弁にもありましたように、本市内においては、単身高齢者への傾聴ボランティア活動はあまりに行われていないようであります。傾聴ボランティアには特別な資格などは必要ありません。お気持ちを持っている方ならば、どなたでもできるボランティア活動になると思われます。活動に参加したい思いのある方たちの受け入れ体制について伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 社会福祉協議会に設置のボランティアセンターにおいて、適切にコーディネートできる体制をとっております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ボランティア活動の性質上、当局としてボランティア活動の推進は難しいと思われます。傾聴ボランティア活動の講習や講演など、ボランティアを立ち上げやすい環境整備を引き続きよろしく願いをいたします。

引き続き、介護予防について再質問させていただきます。もばら百歳体操の参加者の推移について先ほど御答弁をいただきました。ここで改めて、もばら百歳体操の補助金を受けるための手順について伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 補助金の支給でございますが、市内に居住する65歳以上のお仲間5人以上で、週1回以上、3か月以上継続して活動していただくことを要件としております。また、補助金の申請につきましては、必要備品の購入費や会場使用料の予算案、また、それにかかる見積もり書等の資料、活動する場所や回数を明確にした活動計画を御提出していただくこととなります。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。そこで、もばら百歳体操の立ち上げの際の補助金の額、また、現状の支給時期について伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 会場の使用料並びにもばら百歳体操を実施するために用いる椅子、重り及びDVDプレーヤーやCDプレーヤーといった、そういう購入に対しまして10万円を限度とした補助となっており、支給時期につきましては、申請のあった年度の年度末となっております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。一般介護予防事業の目的として、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続して拡大できるような地域づくりを推進していくため、また、要支援・要介護状態になることの予防、または要支援・要介護状態の軽減悪化の防止のため地域住民へもばら百歳体操の周知を図り、生活支援コーディネーターと連携しながら住民主体の通いの場づくりを進めていくと書かれております。そこで、もばら百歳体操の利用者より、補助金の支払いの時期が遅く、まとまった資金がないと始められないとの声がありました。今後、もばら百歳体操を多くの住民の皆様に応えるためにも、補助金の支払いを3か月継続期間終了後、速やかに御支払いしていただくことは可能なのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 3か月の継続活動が確認できれば補助金の支給要件を満たすことから、今後、速やかに支給ができるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

昨年6月議会においても、もばら百歳体操などを行える高齢者の憩いの場について質問をさせていただきましたが、当局の普及啓発の結果、36団体、651名が行っております。今後の目標について伺います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 今後の目標といたしましては、団体数では、本年度中に50団体を目標としております。また、お年寄りの通いの場としては、国が1万人に対しまして10カ所を目安としていることから、市内100カ所を目指し、歩いて通える集いの場の推進に努めてまい

りたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 歩いて通える場の推進は、高齢者の憩いの場の拡大、また、多世代交流の場の拡大にもつながる施策になると思われまので、公共施設を含め、憩いの場の確保と環境整備をあわせてよろしく願いいたします。

次に、健康ポイント制度について伺います。健康ポイント制度とは、自治体が行っている健康促進のための制度になります。近年、都会でも、地方でも、外出時に車を多用するようになり、日本全体で運動不足が深刻な問題となっております。また、介護予防の観点からも大変有効な制度だと思われま。

2つの自治体の例を挙げさせていただきます。大網白里市は、市民が主体的かつ継続的に健康づくりができるよう、昨年度、健康ポイント手帳を発行しております。この手帳は、自分で定めた目標を60日間続けるとともに、人間ドックの受診や、市が主催する健康介護予防事業などに参加してポイントを集めていくものです。集めたポイントで市の特産品などと交換できる抽選応募資格が与えられ、昨年度の応募者は520人を超えました。また、長柄町においても、昨年度の試行期間を経て、本年6月1日より健康福祉課窓口にて申し込みが開始されました。40歳以上の方で、介護予防教室、公民館、武道館の主催教室、また、サークル参加をしている方がポイントの対象となり、ウォーキングもポイント対象となります。本市としても健康ポイント制度の導入を進めていただきたいと思いますと考えておりますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 健康ポイント制度につきましては、本市の健康増進計画である健康もばら21の中に、健康マイレージ事業の導入として盛り込んでおり、導入に向け検討を行っているところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ぜひよろしく願いをいたします。

また、本市では、末梢神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう、マッサージ等の施設利用の助成を行っております。この助成は、国保加入者の住民の方に喜ばれている制度であります。はり・きゅう、マッサージとあわせて健康保険法の適用を受けていない整体院に通われている方も本市内には多くいると思われま。整体の施設利用は、この助成の対象になっているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 全体の施設利用につきましては、整体に法的な資格制度がないことから、助成の対象にはなっておりません。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 国の認可を受けた専門学校を卒業し、一定期間開業している整体院を助成対象として指定していただくことで、助成の目的に合致するかのすみ分けもでき、国保加入者の住民の方の介護予防の一助になる施策になると思われませんが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 整体院につきましては、技術水準や方法にばらつきがあり、法的な資格制度がないことから、助成の対象として指定することは難しいものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 技術水準や法的資格制度の問題など、御指摘いただいた点はよく理解をいたしました。しかし、整体に通いたいが、料金が高く通い続けることがなかなか難しいとの住民の方々の声も一方にはございます。他市の動向などを含め、引き続き調査願いたいと思います。

引き続き、就学援助について再質問をさせていただきます。大多喜町や山武市では、秋の就学前健診のときに制度の説明を行い、1月に申請書を取りに来ていただき、2月下旬に前年度の所得証明書を提出するというタイムスケジュールで入学前支給を行っております。本市においても、この手順で入学前の支給が可能になると思われませんが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 本市におきましても、今年度の小学校入学児童より就学児健診及び入学説明会で就学援助制度の説明を行いまして、2月中に申請を受け付けるように前倒ししたところでございます。支給時期は、先ほど御答弁させていただきましたように、4月に早めたところですが。今後は、入学前の支給方法についてさらに検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） わかりました。経済的な理由で必要な学用品をそろえられないまま入学する子供がいないように、費用負担を軽減する国の施策に対して、本市としては必要性があると考えているのか見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 教育委員会といたしましては、このような費用負担軽減する国の施策につきまして、必要性があると認識しております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） ぜひ前に進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

引き続き、奨学金について再質問させていただきます。年々、市奨学資金貸付制度の利用者が減少しております。5月下旬の支給時期を5月初旬に早めるなど、借りやすい取り組みを行っていただいておりますが、利用者減少の要因をどのように捉えているのか伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 多くの学生が利用しております日本学生支援機構では、低所得世帯を対象に給付型の奨学金制度を創設しました。また、無利子の奨学金の貸付基準を緩め、希望している学生が多く借りやすくなった、そういう要因がありまして減少しているものと考えております。また、大学などでは、学生確保に向けまして独自の支援制度を充実させていることも利用者減少の要因と考えております。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 御答弁がありましたとおり、国や民間の奨学金制度も年々充実しております。自治体独自の奨学資金貸付制度が果たす役割を再考する時期にきているのではないかと考えております。就学支援と地域の活性化を合わせた制度を創出することが可能ではないかと考えており、一例を挙げさせていただきます。

岐阜県は、県内の高校を卒業し県外の大学などに進学した学生のUターン促進を目的に、清流の国ぎふ大学生等奨学金を2016年から開始しております。貸与額は月3万円で、大学などを卒業後、県内で5年間就業することなどを条件に返済が免除されます。この制度を採用することにより、有能な人材の流出を防ぎ、本市の活性化にも寄与する本市独自の制度ができると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 独自の貸付制度の創設につきましては、多額の予算を必要とするため、現在のところ、本市での導入の予定はございません。利用者増に向けまして周知を十分していくとともに、手法につきまして調査・研究をまいります。

○議長（鈴木敏文君） 石毛隆夫議員。

○2番（石毛隆夫君） 長期の視点で見るとき、本市内学生への独自の貸付制度は大きなメリットがあると考えております。本市は都心までの通勤圏内に位置しており、市内に在住しながら都心へ通うことも可能であります。卒業後の市内在住を貸付の条件としたとしても、本市の立地条件は都心で働くことを妨げることにはならず、職業も選択肢も多岐にわたることができ

ると思います。若者たちが住みやすく、学びやすい環境整備をすることは、人口減少の歯どめの施策としても有効なのではないでしょうか。他市の状況も調査していただき、御検討くださいますようお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木敏文君） 以上で石毛隆夫議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 3 時 04 分 休憩

☆ ☆

午後 3 時 25 分 開議

○議長（鈴木敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小久保ともこ議員の一般質問を許します。小久保ともこ議員。

（9 番 小久保ともこ君登壇）

○9 番（小久保ともこ君） 公明党の小久保ともこでございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、消費者教育についてお尋ねいたします。

消費者教育の充実についてであります。近年、食の安全・安心に関する問題や悪質商法による被害、ネット社会の進展に伴う消費者トラブルなど、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっていると報じられております。これまでも社会の変化に伴い、変容する消費者問題に対応し、安全・安心で豊かな生活を築くため消費者被害を防止し消費生活の安定、向上を図るための施策のみならず、消費者自身が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付けることができるよう、実践的な能力を育む消費者教育が図られてきました。

一方、消費者庁の2016年度消費者意識基本調査によりますと、「この1年間に何らかの消費者被害、トラブルを受けた経験がある」と回答した消費者の割合は7.7%となっており、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は88.7万件と依然として高い水準となっております。近年の傾向としては、通信サービスの相談が約26万件と相談全体の約3割を占めているようであります。そこで、本市の消費生活センターに寄せられている消費生活相談について、近年どのような傾向が見られるのでしょうか。年齢層及び相談件数の推移もあわせてお伺いいたします。

次に、学校における消費者教育についてであります。消費者教育は、消費生活に関する知識を一方的に与えるだけではなく、その知識を日常生活の中で適切な行動に結び付けることがで

きる実践的な能力を育むことを目指して行われるものであります。また、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な社会の形成に積極的に参加することの重要性について理解や関心を深める教育でもあります。学校における消費者教育は、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、子供たちが基礎的な知識、技能を習得するとともに、学びの成果等を生活に還元しながらよりよい実践のために生かしていけるような力の育成を目指すものであります。子供たちに生きる力の基本を実践的に身に付ける消費者教育は、学校教育で一層の充実を図られることが期待されます。そこで、本市の小中学校における消費者教育の現状及び今後の取り組みについて、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、食品ロス削減についてお尋ねいたします。

食品ロス削減に向けた取り組みについてであります。食品ロスとは、まだ食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられている食品のことを言います。この食品ロスであります。世界では食料生産量の3分の1に当たる約13億トンに上っており、日本においても年間約646万トンの食品ロスが発生しております。この量は、世界中で飢餓に苦しむ人に援助される食品の量の約2倍に上っております。発生した食品ロスは、生ごみとして焼却処分されるため、環境問題にも影を落としていることから、食品ロス削減に向けた取り組みについて、3点にわたり質問をさせていただきます。

1点目は、外食時における食品ロス削減についてであります。農林水産省の調査によりますと、食品ロスのうち外食における食品の食べ残し量の割合は、食堂、レストランでは3.6%、結婚披露宴では12.2%、宴会では14.2%となっており、食品ロス削減に向けた対策が求められており、先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われてきています。

2011年、長野県松本市から始まった「30・10運動」は、乾杯から最初の30分間は席について料理を楽しみ、お開き前の10分間は自分の席に戻って残っている料理を楽しむというものであります。松本市では、この運動を積極的に推進したほかにも、ポスターやティッシュ、コースターなど、啓発グッズの活用や協力してくださる店舗のチラシやホームページ等での紹介など、残さずに食べていただく工夫に取り組んだ結果、食べ残しの量が半分以下に減少したそうでもあります。

本市におきましても、このような取り組みを積極的に推進し、食品ロス削減に努めることが重要であると考えます。そこで、外食時における食品ロスを削減する「30・10運動」の推進について、本市ではどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

2点目は、家庭における取り組みについてであります。食品ロス全体の約半数に当たる年間約302万トンが家庭から発生しております。この量は、仮におにぎりに置き換えると、毎日、日本中の家庭から1人当たり1個から2個捨てられている計算になるようであります。家庭からの廃棄で最も多いものは野菜、次いで調理加工品、果実類や魚介類となっており、食品を食べずに捨てた理由としては、鮮度の低下、賞味期限が過ぎてしまったことなどが上げられております。そのほかにも、調理の際の野菜の皮むき、あるいはお肉の脂身の取り除きなど、まだ食べられる部分を過剰に捨てていることも食品ロスの原因となっていることから、家庭における食品ロス削減の取り組みを広く周知すべきと考えます。そこで、家庭における食品ロス削減の取り組みはどのように周知されているのか、お聞かせください。

3点目は、環境学習についてであります。地球サミット以降、「持続的な発展」という言葉が社会のキーワードとなり、環境教育を環境と持続可能性に向けた教育と表現するまでになりました。これまで自然と人間との関係を対象としてきた狭い意味での環境教育から、今では自然や社会、文化、歴史という、私たちを取り巻く環境のあらゆるものが環境教育の対象となっております。

環境基本計画にも示されているように、持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するためには、環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題解決に資する能力を育成させることが重要であります。そのため、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して環境に関する教育を推進することが求められております。そこで、本市で行われている幼児から高齢者まで、それぞれの年齢層にあわせた食品ロス削減に向けた環境学習の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、視覚障がい者への支援についてお尋ねいたします。

合理的配慮の提供についてであります。2016年4月1日に施行された障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や行政機関、地方自治体及び民間事業者における障がいを理由とする差別の解消を目的としており、合理的配慮の提供についても示されております。そこで、視覚に障がいをお持ちの方が来庁された際の市としての方針及びどのような配慮がなされているのか、お伺いいたします。

次に、読書環境の整備について、2点質問をいたします。

1点目は、日常生活用具給付事業についてであります。視覚障がいは、人によって見え方はさまざま、視界からの情報を得られず、他の感覚を活用する方もいれば、適切な配慮や器具によって視覚の一部を活用できる方もおります。弱視の方は、音声などのほか、拡大文字や専

用機器などを利用して視覚からの情報を得ているので、その人に応じた方法で情報を提供する配慮が必要であります。

2005年に文字・活字文化振興法が制定され、誰もが読書を楽しめる環境づくりが進む中、弱視の方や高齢者が読みやすい大活字本のさらなる普及が求められております。

日本眼科医会の調査によりますと、視覚障がい者数は全国に約164万人おり、そのうち約9割の方が弱視とのことであります。

今後、高齢化の進展に伴い、2030年には200万人近くまで増加すると予測されております。こうした方々の読書に役立っているのが、文字サイズの大きな大活字本であります。大活字本は、一般の図書で使われている9から10ポイントの約3ミリ角の字より2倍から3倍大きい12から22ポイントと見やすい書体が採用されており、読みやすいよう、黒色の背景に白い文字で印刷したのもございます。

一方で、大活字本はページ数が増えるため、通常の1冊の内容をおさめるのに3冊程度が必要になるなど、購入費用がかさんでしまう側面もございます。

そのような中、2014年5月、読書環境の整備を進める公明党の後押しもあり、厚生労働省は、生活用品を必要とする障がい者の暮らしを支援する日常生活用具給付等事業の一欄に、大活字図書や、音声や画像で読書ができるデジタル録音図書、DAISY図書が明記されました。本市の日常生活用具給付事業では、DAISY図書を再生するための用具については既に対象とされておりますが、大活字図書とDAISY図書のソフトについては、現在のところ対象とされておられません。そこで、本市の日常生活用具給付事業の対象品目に、大活字図書、DAISY図書のソフトを加えて、視覚に障がいをお持ちの方が読書を楽しめる環境づくりを推進していただきたいと考えますが、御見解をお聞かせください。

2点目に、図書館における取り組みについてであります。日本図書館協会が1979年の総会において採択した図書館の自由に関する宣言で、全ての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有すること、そして、この権利を社会的に保障することに責任を負う機関が図書館であることを表明しております。また、全ての国民は図書館利用に公平な権利を持っており、人権、信条、性別、年齢や、その置かれている条件等によっていかなる差別もあってはならないとあります。さらに、同協会が策定した公立図書館の任務と目標には、障がい者をはじめとして、図書館の利用を阻害されてきた人々に対して、種々の方途を講じて図書館を利用する権利を保障することは、図書館の当然の任務であるとあります。

本市の図書館におきましても、障がいを持つ方に対して利用しやすい工夫をされていること

と思いますが、弱視の方など、視覚に障がいをお持ちの方に対してどのような配慮がされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、母子健康手帳についてであります。母子保健法第16条に、市町村は妊娠の届出をした者に対して母子健康手帳を交付しなければならないと規定されており、妊娠の届出をされた方には母子健康手帳を交付しなければなりません。また、母子健康手帳は母と子の健康と成長の記録であると同時に、妊娠と育児に関する育児書としての役割も有しており、近年では男女共同参画の観点から、父親も活用できる親子健康手帳としての機能も有しております。よって、障がいの有無によって分け隔てることなく親子で使いやすい母子健康手帳を交付すべきと考えます。そこで、視覚に障がいをお持ちの方には、どのような配慮がされているのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問は終わりにいたします。

○議長（鈴木敏文君） ただいまの小久保ともこ議員の一般質問に対し当局の答弁を求めます。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 小久保ともこ議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、視覚障害者への支援についての中で、合理的配慮の提供についての御質問でございますが、市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する茂原市職員対応要領を平成29年4月に策定し、全ての障害者の方に対して不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、社会生活を営む上で障壁となることを取り除く合理的配慮を行うこととしております。視覚障害者の方が来庁された際には、その方の求めに応じて、文字の大きな資料の用意や、代筆、代読を行うなど、コミュニケーションを図る上で必要な手段を用いて対応しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

（市民部長 三橋勝美君登壇）

○市民部長（三橋勝美君） 市民部所管にかかわります質問に御答弁を申し上げます。

初めに、消費者教育についての中で、消費生活相談の近年の傾向と、その年齢層、相談件数の推移の質問でございますが、近年の消費生活相談の傾向につきましては、スマートフォンの普及により、見覚えのない有料サイト利用料の請求やネット通販に関する相談など、インターネット関連の相談が多く寄せられております。また、多重債務や還付金詐欺の相談も寄せら

れております。昨年度からは、はがきによる架空請求の相談が継続しています。相談者の年齢層は、近年、60歳以上の方からの相談が4割を超え、割合が高くなっております。

相談件数の推移ですが、消費生活センター設置前の平成22年度には292件であったものが、設置後の平成23年度は598件と倍増いたしました。その後は、平成24年度の678件、平成25年度の662件、平成26年度の826件、平成27年度の824件、平成28年度の676件、平成29年度は794件となっております。

次に、小中学校における現状と今後の取り組みですが、中学校につきましては、消費者トラブルに関する小冊子を配布し、消費生活相談員による出前授業を全校で実施しております。また、小学校につきましては、昨年度、大手ゲーム会社より、子供のゲームトラブル防止の小冊子の無償提供があり、全小学校に配布いたしました。

いずれにいたしましても、児童生徒が消費生活トラブルに遭わないよう、また、何かあった場合には消費生活センターに相談するように呼びかけております。

消費者教育は、消費生活に関する知識を日常生活の中で適切な行動に結び付けることができることを目指して行われるものでありますので、さらなる消費者教育の推進に努めてまいります。

続きまして、食品ロス削減についての御質問です。

本市の「30・10運動」推進についての取り組みですが、本市では、食品ロス削減の必要性について、消費者教育の観点から、市公式ウェブサイトの消費生活センターのページへ掲載、リーフレットの配布を通じて啓蒙を図っております。「30・10運動」につきましては、外食時における食品ロス削減に大変有効であると考えておりますので、環境省が作成している「30・10運動」の啓発物資を市内の飲食店に配布し、啓発に努めてまいります。

次に、家庭における食品ロス削減についての周知についてですが、飲食店への啓発同様、市公式ウェブサイトやリーフレットの配布を通じて周知を図っております。今年度は、さらに食べ切ることの大切さを啓蒙する環境省のポスターを活用し、スーパーなどへ掲示の協力を得て、家庭への周知に努めてまいります。

次に、年齢層に合わせた食品ロス削減の取り組みの御質問です。年齢層に合わせたものではありませんけれども、今年度は全市民対象に、消費者消費生活センターが毎年実施しております消費生活講座に食品ロス削減をテーマに取り上げ、消費者としてできることを考える機会を創出してまいります。

次に、視覚に障害を持つ方への支援についての中で、母子健康手帳についてはどのような配

慮をしているかとの御質問です。これまでに視覚障害の方への母子健康手帳の交付はございませんでした。今後、このような方の申し出があった場合には、点字版母子健康手帳を交付してまいります。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 教育長 内田達也君。

（教育長 内田達也君登壇）

○教育長（内田達也君） 教育関係の御質問に御答弁申し上げます。

学校における消費者教育について、小中学校における消費者教育の現状及び今後の取り組みについてでございますが、学習指導要領では、小学校の家庭科で身近な消費生活について学び、中学校では社会科で市場経済について、家庭科で消費者の基本的な権利と責任について学ぶこととされており、先ほど市民部長の答弁にありましたように、消費生活相談員による出前授業や子供のゲームトラブル防止小冊子を活用するなど、小中学生の身近な消費活動と関連させて授業を行っています。今後も適切な消費行動に結び付けることができるよう、実践的な能力を育む消費者教育を進めてまいります。

次に、視覚障害者への支援のうち、読書環境の整備について、図書館において視覚に障害を持つ方に対してどのような配慮をされているのかとの御質問でございますが、市立図書館では、大活字本を189冊、音声や画像で読書ができるデジタル録音図書、D A I S Y図書をCDで12枚、点字の絵本を25冊所蔵しております。今後も、視覚に障害をお持ちの方でも楽しめる蔵書の拡充に努めてまいります。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

（福祉部長 岩瀬裕之君登壇）

○福祉部長（岩瀬裕之君） 福祉部所管の御質問に御答弁申し上げます。

視覚障害者への支援についての読書環境の整備についての中で、日常生活用具給付事業の対象品目に大活字図書、D A I S Y図書を加えるべきとの御質問でございますが、視覚に障害のある方や高齢者の方にとって大活字図書やD A I S Y図書は、読書を楽しむために有効であることは認識しております。日常生活用具の対象品目にこれらを加えるべきとの御質問でございますが、現在、本市では、読書を楽しむための用具として、一般の書籍や新聞の文字を拡大表示する拡大読書器、書籍や新聞の活字を読み上げる活字文書読み上げ装置を給付しており、この用具があれば健常者の方と同じ書籍や新聞を楽しむことができるため、現状では追加することは考えておりません。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 再質問ありますか。小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 御答弁ありがとうございました。これより一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、消費者教育の充実についてであります。高齢者による相談が増加傾向にあるとのこととあります。そこで、高齢者に特化した消費者教育というものは実施されているのでしょうか、お聞かせいただきます。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 消費生活センターでは、長寿クラブからの要請で出前講座を実施しております。今後も、社会福祉協議会や長寿クラブ連合会などと連携を図って実施してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 高齢者の二次被害を防止するための相談後のフォローアップ等は行われているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 相談いただいた案件につきましては、消費生活センターで解決まで見届けております。相談対応後、見守りが必要な高齢者には、同意を得て地域包括支援センターへつなげ、フォローアップを行っております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 丁寧に対応されているということがわかりましたが、やはり高齢者に対しては見守りのためのネットワークづくりが重要ではないかというふうに考えます。消費者教育の推進に関する法律の第13条には、地域において高齢者、障がい者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士、その他、高齢者、障がい者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対して、研修の実施、情報の提供、その他の必要な措置を講じなければならないと義務付けられております。そこで、研修や情報の提供等はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 専門職等に対する研修や情報の提供ですが、昨年度は県主催の消費者被害防止のための高齢者等を見守る講座を本市で開催したところでございます。民生委員や介護事務所、ケアマネジャー等に参加いただき、情報提供をしたところでございます。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 今後も、見守り講座の開催をお願いしたいというふうに思います。

さて、近年、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみで暮らしている世帯が増加しておりまして、そのような高齢者の中には、消費者被害に遭っても近くに相談できる人がいなかったり、また、高齢者自身が被害に遭っていることに気づかないこともあります。そのため、次々に不要な契約をさせられてしまったり、過去の被害の救済を装ってさらに金銭を支払わせる二次被害に遭うことも増えているようであります。そのような中、日ごろから家族や地域で高齢者を見守ることが求められ、昨今、見守りのための地域のネットワークづくりが進められております。見守りのためには、1対1のコミュニケーションが非常に効果的であると考えます。高齢者の生活現場でのかかわり合いが深い介護ヘルパーの方々が消費者意識を持って接することにより、日常の変化を敏感に察知し、被害を水際で食いとめることができるのではないかと考えます。これはおかしいと思ったら、消費者センターと連携を図り、迅速に対処、そして情報の横展開で他の高齢者へ被害の未然防止ができるという効果があるのではないのでしょうか。そこで、訪問介護に積極的に消費生活サポーターの普及啓発を推進し、高齢者の消費者意識の向上を図り、高齢者を守っていく体制を構築してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 見守りのための地域ネットワークは、重要であると考えております。積極的に消費生活サポーターの普及啓発を推進し、高齢者の消費者意識の向上を図り、高齢者を守っていく体制を検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをいたします。

次に、学校における消費者教育についてであります。小冊子を配布し、消費者トラブルの防止に努めているとのことですが、消費者トラブルの温床ともなり得るデジタルコンテンツに興味を持つ子供が多数いることを踏まえ、小中学校からデジタルコンテンツに関する消費者教育を充実すべきではないのでしょうか。そこで、デジタルコンテンツに関する消費者教育はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 子供たちが容易にスマートフォンやゲーム機でインターネットにつながる環境が現在に整っておりますので、各学校では、安全に利用できるように、ネットいじめやSNSの利用など、情報モラル教育の一環としてインターネットやスマートフォンの使い方を具体的なトラブル事例を通して啓発しております。その中には、デジタルコンテンツの

提供から生じるトラブル事例も含まれております。以上でございます。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 具体的な事例を通して子供たちにわかりやすく啓発されているとのことで、承知いたしました。

さて、成人年齢を二十歳から18歳に引き下げる改正民法が、本日、参院本会議で可決、成立しました。消費者教育は、青年に達する前後の段階である高等学校を中心という考えもあるように伺います。しかし、教育とは、十分な効果を生じるためには、時間をかけて行うべきものであると思います。日常的な消費行動、買う、食べる、捨てるなどは小学生にとっても身近なものであることから、教育効果が期待できるのではないのでしょうか。また、消費者、市民社会の一員として自主的な判断ができる力を育むためには、成長過程の早い段階における教育が重要であると考えます。そこで消費者庁では、低学年児童にもわかりやすいイラストや紙芝居を用いて、身近な生活の中の危険に気づき、安全な生活を選択できる力を身に付ける小学生低学年向け消費者教育用副教材の貸し出しも行っております。このような副教材なども活用し、低学年児童に知識の普及を図ってはどうかと考えますが、御見解をお聞きかせいただきます。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 小学1、2年生の生活科の授業や、夏休み前の注意喚起に、議員御指摘の消費者庁が作成しました低学年向けの副教材「みんなで危険を安全に」の副読本の活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをしたいと思います。

先ほどの答弁で、中学生を対象に出前講座を実施されているとのことでありましたが、小学生を対象とした出前講座も重要ではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 消費者教育は、年少者から高齢者まで体系的に行うことが求められており、小学生への消費者教育も大変重要であると考えております。今後は、教育委員会と協議、連携し、検討してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをいたします。

消費者教育は、消費者となる全ての住民が知識やスキルを身に付けるために重要なものであるとともに、さまざまな消費者教育を受講した消費者が学んだ知識を活用し、効果的な活動を

広めていけるような、そういった消費者教育の充実を図っていただくようお願いいたします。

次の質問に移ります。食品ロス削減に向けた取り組みの中の外出時における食品ロス削減についてであります。本市におきましても、さまざま普及啓発に努められているとのことですが、1つの提案をさせていただきたいというふうに思います。

それは、環境省のホームページに啓発用のチラシがダウンロードできるようになっております。このチラシは、忘年会用や新年会用など7種類ありまして、三角に折ってテーブルに立てられるようになっております。会食の際、目の前にそのようなものがあると、この運動を実施しようと思っただけなのではないかと思えます。そこで、本市の公式ウェブサイト環境省のサイトのリンクを張って「30・10運動」を推奨してはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 議員おっしゃているとおり、「30・10運動」は食品ロス削減に有効であると考えますので、実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをいたします。

さて、外出時の食品ロス削減をさらに進めるためには、外出時の食べきりの推進とともに、あくまでも自己責任という前提で、食べきれなかったお料理を持ち帰るためのドギーバッグの普及を進めてはどうかと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 議員おっしゃっていますドギーバッグですけれども、食べ残した料理を詰めて持って帰るといふ袋や容器のことということでございますけれども、食品衛生上、問題もございまして、難しいものと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） ドギーバッグの普及については、食品衛生上難しいということでもありますけれども、東京都立川市では、大学生と連携を図り、食品ロスを削減しながら途上国の食料事情を改善するという一石二鳥の取り組みがテレビや新聞でも報道されておりますので、その取り組みを紹介させていただきたいというふうに思います。

それは大学生が発案したもので、「幸せおすそ分けプロジェクト」と申しまして、ドギーバッグ、おすそ分けボックスの利用を通して国内の食品ロス削減と途上国の子供たちの支援につなげるというものであります。そのおすそ分けボックスには、ケニアの子供たちが描いた絵が

プリントされており、そのボックスを飲食店に買い取ってもらい、消費者には、その残ったお料理を無料で持ち帰ってもらいます。そこで得られた収益からNGOなどの協力団体を通じて、ケニアの子供たちの1日分の給食費と同額の12円が送られる仕組みとなっております。若い人の中には、食べ残しを持ち帰ることに恥ずかしさを覚える人もいますが、利用者からは、誰かのためになると思うと持ち帰りやすいという声も上がっているようであります。ちなみに、この容器の素材は、製糖工場でサトウキビをしぼり取った残りのものを使用した非木材系の天然パルプ「バガス」を使用しておりますので、燃えるごみとして処理することができ、環境にやさしい素材として注目されております。食品ロスの削減と途上国の子供たちの支援につながるとてもすばらしい企画でありますし、ドギーバッグのシールに本市のマークなど印刷し、市の事業として活用することも考えられますので、ぜひともこのような取り組みも検討いただきたいというふうに思います。

次に、家庭における取り組みについてであります。市公式ウェブサイトにおいて周知を図っているとのことですが、それに加えて、消費者庁で食材を無駄にしないレシピなど、家庭における食品ロス削減の取り組みを紹介しておりますので、こちらも市の公式ウェブサイトにそのサイトのリンクを張って各家庭において実践できるように啓発してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 食品ロス削減に有効であると考えますので、実施してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをいたします。

家庭における取り組みをさらに推進するため、使い切り料理教室など、食品ロス削減講習会やエコレシピを募集して、レシピを市の公式ウェブサイトで公表するなど、住民参加型の取り組みについても検討いただきたいというふうに思います。

次に、環境学習についてであります。食品ロス削減をテーマに消費生活講座を開催されるのでありますので、よろしく願いをしたいと思います。

本市の食育推進計画において、乳幼児、その保護者に対して「もったいないの心を教えます」と明記されております。もったいないという心を育むことは、非常に大事なことであり、食品ロス削減にもつながるものと考えております。また、子供がやる気になれば、家庭への波及効果も進むのではないかと思います。そこで、子供たちにもったいないという心を育むための具体的な取り組み内容をお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 公立保育所・幼稚園では、市の栄養士が定期的に各保育所・幼稚園を巡回いたしまして食育指導を行っております。食生活における習慣やマナーなど正しく身に付けさせるとともに、食べることに興味を持たせ、食事を楽しむことや好きになることを通じて、もったいないという心を育んでいきたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 食育指導を通して、子供たちにもったいないという心を育まれているとのことであります。先ほども紹介しました松本市では、食品ロス削減事業の一環として、子供のころから環境に興味を持ってもらうため、「もったいない」をキーワードとした環境学習にも取り組んでおります。この取り組みは、2012年度から松本市内の全公立保育所・幼稚園と、希望のあった私立園の年長児を対象に、食べ物をつくってくれた人への感謝の気持ちや資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして、食品ロスを減らすための参加型の環境教育であります。その内容は、ごみの分別と食べ残しをテーマに、捨てたもの、食べ残したものはその先どうなるのか、また、分別したものは新しいものに生まれ変わることをクイズ形式で説明しています。食べ残し、捨てられた食品は焼却場で燃やされますが、食べたものは体をつくってくれること、心を込めてつくってくれた人への感謝の心が大切であることも説明しています。また、「おいしくのんでリサイクル!」という踊りを子供たちが踊って歌い、さらに市内で働く保育士が作成した紙芝居も活用して環境学習に取り組んでおります。この環境学習実施後の子供たちの変化について、アンケート調査によれば、「これまでよりプラスチック、紙を分別するようになった」「分別するときにはリサイクルという言葉を使うようになった」「食べ残しをしなくなった」などの効果があらわれているそうです。このように、幼いころから環境に対する意識を高めることは大切であり、本市においてもこのような環境学習を取り入れてはどうかと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 保育所・幼稚園におきましては、子供たちが参加して季節の野菜づくりに取り組み、自らが収穫した野菜を給食のメニューに取り入れることで、収穫の喜びと食物の大切を学ばせております。また、通常保育、教育の中でも、ごみの分別や節水の呼びかけなど、環境学習にも努めております。

松本市の取り組みにつきましては、今後の保育の中で参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 松本市の取り組みを紹介しましたが、啓発用の紙芝居のデータが松本市のホームページからダウンロードできるようになっております。私もダウンロードして印刷してみましたが、とてもかわいい紙芝居で、すぐ活用できるようになっておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、昨年8月には、食品ロス削減推進法案の骨子案がまとまっており、その中に地方自治体の責務として、食品ロス削減推進計画を定めることが規定されておりますので、推進計画の策定に向けた検討も重ねてお願いいたします。

次の質問に移ります。視覚障がい者への支援の中の合理的配慮の提供についてであります。合理的配慮の提供について講習等は行われているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 本年1月19日に千葉県より講師を招き、「障害を理由とする差別の解消の推進について」というテーマで研修を実施いたしました。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） それでは、その講習の受講人数をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 研修の参加人数は、42人でございます。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 少ないように思いますが、多くの住民と接することが少ない職員においても、この講習は受講されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 議員おっしゃるとおり、想定よりやや少なめだったんですけども、全職員を対象として行い、全ての部から職員が受講しております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 受講された職員から、そういった講習内容が伝達されていることと思えますが、今後、より多くの職員が参加できるような講習会を実施していただきたいと考えます。そこで、今年度においてはどのような講習が予定されているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 総務部長 中村光一君。

○総務部長（中村光一君） 研修の具体的な日程と内容については、今検討しております。ただ、今年度も障害者支援に係る研修は実施する予定でございます。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしくお願ひいたします。

先日なんですけれども、視覚に障がいをお持ちの方からお話を伺う機会がございました。その際に、自分から援助を求めづらいつつということと、声かけなどの配慮が大変にうれしく思うと話されておりましたので、声かけなどの実践的な講習についても検討いただければというふうに思います。

次に、読書環境整備の中の日常生活用具給付事業についてであります。文字・活字文化振興法の第3条には、基本理念として「文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民がその自主性を尊重されつつ、生涯にわたり地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行わなければならない」。また、第5条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責任を有する」と定められております。

先進事例では、東京都千代田区と江戸川区などでは日常生活用具給付事業の要綱の見直しを行い、対象品目に大活字本を加えております。江戸川区では、障害者手帳などを持っていれば大活字本を価格の1割負担で購入できるようになっており、1人当たり年間6万円の購入が上限となっているようであります。

本市には、視覚障がいをお持ちの方は181名いらっしゃると伺っております。その中で弱視の方は視覚の一部を活用し、読書することも可能であります。大活字本であれば、用具を用いなくても読者の喜びを実感することができますので、江戸川区の例もぜひ踏まえていただき、事業の規則の見直しを検討いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺ひいたします。

○議長（鈴木敏文君） 福祉部長 岩瀬裕之君。

○福祉部長（岩瀬裕之君） 大活字図書を給付対象としている自治体も、まだ県内では少なく、実績もない状況ですが、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、図書館における取り組みについてであります。大活字本の貸し出し状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） この3年間の大活字本の貸し出し者数でございますが、平成27年度は325冊、平成28年度が284冊、平成29年度は419冊となっております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 貸し出し状況を伺い、大活字本の需要が高まっていることがわかりました。先ほどの答弁で、蔵書の充実に努めるとのことですが、現在189冊ということでしたが、本市としての基準といたしますか、これくらいは必要だというものがあるのであれば、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 特に必要数の基準は現在ございませんが、今後も継続して年間10冊程度を目途に購入してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） よろしく願いをいたします。

最後に、先進事例でありますけれども、愛知県田原市の中央図書館では、障がい者の読書を支援する「にいじろサービス」というものを行っております。館内には専用のブースを設置、大活字本や本を音声化した録音図書、DAISYなどが並び、拡大読書器、音声案内付き再生機、対面朗読サービスも利用できるようになっております。また、図書館に来られない人には、館内の資料や録音図書、CD、ビデオ、DVDを郵送で貸し出しており、送料は無料で行っているようであります。本市におきましても、このような取り組みについて検討いただきたいと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 教育部長 久我健司君。

○教育部長（久我健司君） 田原市の「にいじろサービス」については認識してございますが、まずは大活字本、録音図書、DAISY図書をさらに普及していくため、利用者への周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 広く周知していただき、視覚に障がいをお待ちの方が読書の喜びを実感できるよう努めていただきたいというふうに思います。

最後に母子健康手帳についてであります。申し出があった場合には点字版母子健康手帳を

交付するとのことであります。そうしますと、いつでも交付できる状況にあると考えてよろしいのでしょうか。その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 現在のところ在庫はございませんが、申し出があった場合には、速やかに購入して交付してまいります。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 速やかに購入して交付するとのことでありますけれども、点字版母子健康手帳は、一般の母子健康手帳と同様に、地方交付税の市町村分の中に措置されておりますので、1冊は必ず準備しておくべきではないでしょうか。そして、対象の方が来所した場合はそれを貸し出し、新しいものをその時点で注文し、交換してはどうかと考えますが、当局の御見解をお聞かせください。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 申し出があった場合に速やかに購入し、交付しますので、常備することについては今のところ考えておりません。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 先ほども申し上げましたけれども、男女共同参画の観点からも、母子健康手帳は親子健康手帳として父親も活用できるものがよいのではないかと考えます。そこで、父親が視覚に障がいをお持ちの方に対しても、点字版母子健康手帳を交付いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお聞かせ願います。

○議長（鈴木敏文君） 市民部長 三橋勝美君。

○市民部長（三橋勝美君） 本市では、本年度より、生まれてから成人に至るまでの健康情報が記録でき、子供へのメッセージも記入できる20年をつづる母子健康手帳を交付しております。点字版母子健康手帳は、従来発行していた母子健康手帳の内容に対応しており、概ね就学前までの健康情報が記録できるものとなっております。その点、このような違いを理解していただいた上で、希望があれば交付してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木敏文君） 小久保ともこ議員。

○9番（小久保ともこ君） 2018年2月に全日本視覚障害者協議会は、国に対し、父親や保護者に視覚に障がいがある場合には、妊婦同様の措置をしてほしいと要望しております。また、常備することについては考えていないとのことでありますが、点字版母子健康手帳は一つ一つ受注生産のため、納期は最短であっても3週間はかかりますし、他に注文が入れば、それ以上

となってしまいます。情報が一番必要な妊娠初期に、障がいを持っていることにより手帳の交付が遅れてしまうようなことは、あってはならないと思います。母子健康手帳は、妊娠初期を支える重要なツールとして活用できるようになっておりますし、本市では、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援をうたっておりますので、妊娠の届出がなされたら、すぐに交付ができるよう、1冊は常備していただくことと、視覚に障がいをお持ちの方に対して、点字版母子健康手帳を交付することを広く周知いただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木敏文君） 以上で小久保ともこ議員の一般質問を終わります。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明日は午前10時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午後4時23分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 一般質問

1. 山田きよし議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 災害・減災対策について
- ② 地域の宝（児童）の安全対策について

2. 飯尾 暁議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 国保について
- ② 子育て支援について

3. 平ゆき子議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 福祉について
- ② 教育について

4. 石毛隆夫議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 水害・水難事故対策について
- ② 高齢者支援について
- ③ 就学支援について

5. 小久保ともこ議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 消費者教育について

- ② 食品ロス削減について
- ③ 視覚障がい者への支援について

○出席議員

議長 鈴木敏文君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
16番	細谷 菜穂子君	18番	ますだ よしお君
19番	三橋 弘明君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	総務部長	中村光一君
企画財政部長	鶴岡一宏君	市民部長	三橋勝美君
福祉部長	岩瀬裕之君	経済環境部長	山本丈彦君
都市建設部長	大橋一夫君	教育部長	久我健司君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	内山千里君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	麻生新太郎君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	吉田茂則君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	田中正人君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	関屋典君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	地引加代子君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	秋山忠君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	渡辺修一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	斎藤洋士君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	山田隆二
主幹	中田喜一郎
局長補佐	鶴岡隆之